

厚生労働部会次第

平成25年1月9日(水)
14時 党本部701号室

【議題】平成25年度厚生労働関係予算案について

一、開会・進行

福岡 資麿 部会長

一、平成25年度厚生労働関係予算案について

(説明) 厚生労働省

(質疑・応答)

一、閉会

【厚生労働省出席者】

とかしきなおみ	厚生労働大臣政務官
丸川 珠代	厚生労働大臣政務官
二川一男	大臣官房長
三浦公嗣	技術総括審議官
池永敏康	大臣官房会計課長
高崎真一	大臣官房国際課長
坂口 卓	大臣官房総務課長
原 徳壽	医政局長
高島 泉	大臣官房審議官（健康、食品安全、医療人材及び 国立病院担当）
榮畑 潤	医薬食品局長
伊原和人	食品全部企画情報課長
土田浩史	労働基準局総務課長
岡崎淳一	職業安定局長
山田 亮	職業能力開発局長
石井淳子	雇用均等・児童家庭局長
村木厚子	社会・援護局長
岡田太造	障害保健福祉部長
原 勝則	老健局長
木倉敬之	保険局長
香取照幸	年金局長
高倉信行	年金局年金管理審議官
唐澤 剛	政策統括官（社会保障担当）
熊谷 毅	政策統括官（労働担当）

平成25年度予算厚生労働省概算要求の入れ替えについて(案)

- 平成24年9月に財務省に提出した平成25年度予算厚生労働省概算要求について、平成24年12月27日の総理指示を踏まえ、必要な入れ替えを行う。

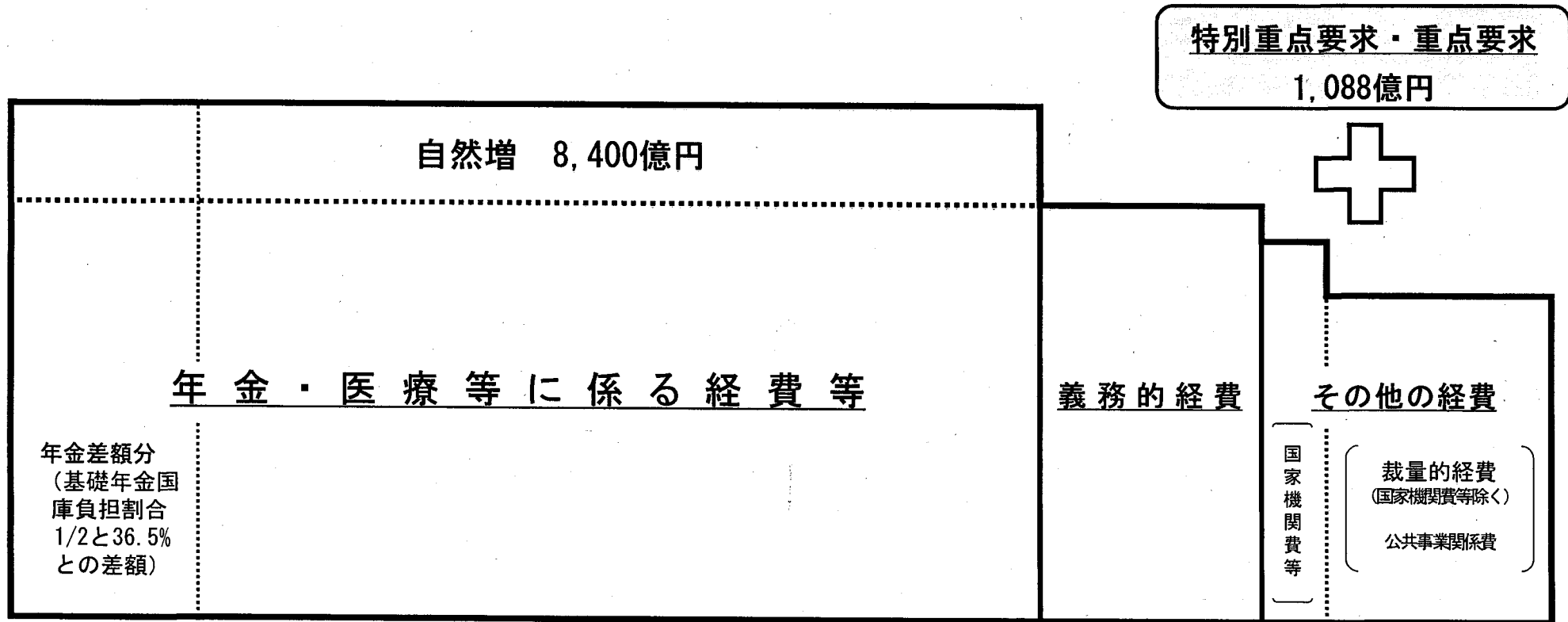
総理指示等の内容

【平成24年度補正予算及び平成25年度予算の編成方針等について(平成24年12月27日(木)臨時閣議 総理大臣発言要旨)(抄)】

- 1 いわゆる「15ヶ月予算」の考え方で、大型補正予算と平成25年度予算を合わせ、切れ目のない経済対策を実行する。
- 3 平成25年度予算については、
 - ・ 民主党政権時代の要求内容を徹底して精査しつつ、各省庁は、上記3分野(※)に重点化した要求に入れ替えて1月11日までに財務大臣に提出する。
 - ※ 「復興・防災対策」、「成長による富の創出(民間投資の喚起、中小企業・小規模事業者対策等)」、「暮らしの安心・地域活性化」
 - ・ その上で、財政状況の悪化を防ぐため、民主党政権時代の歳出(基礎的財政収支対象経費)の無駄を最大限縮減しつつ、中身を大胆に重点化したものとし、一月中の概算決定を目指す。

【今後の予算編成日程等について(平成24年12月27日(木)臨時閣議 財務大臣発言要旨)(抄)】

- 2 平成25年度予算要求については、前政権のマニフェストに基づく要求や「日本再生戦略」を踏まえた重点要求などについて、各大臣が施策の意義を見直した上で、必要に応じ、「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」の3分野に重点化した要求に入れ替えて、1月11日までに提出していただきたい。



注)年金差額分(自然増含む)については、消費税引上げ分を償還財源として確保したつなぎ国債(年金特例公債)を発行して年金財政に繰り入れることとされている。

<「平成25年度予算の概算要求組替え基準について(平成24年8月17日閣議決定)」の考え方>

- 年金・医療等に係る経費については、高齢化等に伴う自然増を加算した額の範囲内で要求
- 義務的経費については、前年度予算に相当する額の範囲内で要求
- 国家機関費等については、3%削減して要求
- その他の経費については、原則10%削減して要求
- 「日本再生戦略」に適合する施策のうちライフ分野については、削減額の2倍まで要求＝特別重点要求
その他の「日本再生戦略」に関連する施策については、削減額の1.5倍まで要求＝重点要求

<別枠で要求するもの>

- 東日本大震災復旧・復興経費
- B型肝炎の給付金等支給経費

入れ替えの概要

○ 平成24年9月に提出した特別重点要求・重点要求(9項目1,088億円)などについて、施策の意義等を見直した上で、必要に応じ、「復興・防災対策」、「成長による富の創出(民間投資の喚起、中小企業・小規模事業者対策等)」、「暮らしの安心・地域活性化」の三分野に重点化した要求に入れ替え、「15か月予算の考え方」で、補正予算と当初予算を合わせて必要額の確保を図る。

【暮らしの安心・地域活性化関係】

- 子育て支援の充実
- 国民が安心できる医療を実現するための緊急対策
- がん対策の充実・強化
- 認知症施策の推進
- 障害者の日常生活・社会生活支援の推進
- 生活保護の適正化及び生活困窮者の自立・就労支援等の推進
- 若年者の人材育成の推進
- 地域の雇用創出
- 被災者の雇用の確保

	補正予算(案)	25'要求額	合計額
	561億円	23億円	584億円
	530億円	47億円	577億円
	—	117億円	117億円
	—	34億円	34億円
	16億円	501億円	517億円
	60億円	130億円	190億円
	(一部再掲)600億円	—	600億円
	1,000億円	—	1,000億円
	500億円	—	500億円
	<u>小計3,267億円</u>	<u>小計852億円</u>	<u>小計4,119億円</u>

【復興・防災対策関係】

- 医療施設の耐震化の推進等
- 水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進
- 社会福祉施設の耐震化等整備の推進
- 災害時における在宅障害者の避難スペースの整備
- 被災者の雇用の確保

	407億円	—	407億円
	278億円	180億円	459億円
	143億円	—	143億円
	(再掲)16億円	—	16億円
	(再掲)500億円	—	500億円
	<u>小計1,345億円</u>	<u>小計180億円</u>	<u>小計1,525億円</u>

【成長による富の創出関係】

- 医療関連分野におけるイノベーションの一体的推進
- 若年者の人材育成の推進
- 地域の雇用創出

	87億円	143億円	231億円
	(再掲)600億円	—	600億円
	(再掲)1,000億円	—	1,000億円
	<u>小計1,687億円</u>	<u>小計143億円</u>	<u>小計1,831億円</u>
	<u>合計4,123億円</u>	<u>合計1,175億円</u>	<u>合計5,298億円</u>

I 暮らしの安心・地域活性化

1 子育て支援の充実

【24年度補正予算561億円 25年度要求23億円 合計584億円】

待機児童解消のため、保育士の人材確保策を強力に進めるとともに、地域のすべての子育て家庭を支える機能を強化し、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

(待機児童解消のための保育士の確保)

【24年度補正予算438億円】

- 保育士の人材確保に向けて、潜在保育士の就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置、保育士の就業継続を支援する研修、認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付、保育士の処遇改善等を実施（安心こども基金）

(保育や地域の子育て支援の充実等)

【24年度補正予算118億円】

- 認定こども園等における保育の充実や地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業の機能強化等により、地域の子育て支援の充実を図る（安心こども基金）

(児童養護施設等の家庭的養護への転換)

【24年度補正予算4.1億円 25年度要求23億円 合計27億円】

- 虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、地域社会の中で、より家庭的な環境の下で育てるため、小規模グループケア、グループホーム等の整備を重点的に支援し、児童養護施設等の小規模化・地域分散化を強力に推進

2 国民が安心できる医療を実現するための緊急対策

【24年度補正予算530億円 25年度要求47億円 合計577億円】

できる限り住み慣れた地域で、その人にとって適切な医療サービスが受けられる社会の実現に向け、緊急の対応が求められる次の医療提供体制の整備のための取組を推進

(災害医療や在宅医療の推進、地域の医師確保等) (一部後出)

【24年度補正予算500億円】

- 災害医療の推進、在宅医療の体制整備、地域の医師確保など、地域における医療課題の解決を図るため、地域医療再生基金を拡充

(小児等の在宅医療提供体制の整備)

【25年度要求1.7億円】

- NICU等からの退院後在宅医療へ移行する小児等が、安心して療養が受けられるよう、都道府県が中心となって、医療・福祉関係機関の連携の調整を行い、在宅療養を支える医療・福祉提供体制を構築。また、小児在宅患者の保護者の在宅療養への不安感を解消するため、患者の症状などに応じて療養上の助言やかかりつけ医との調整等を行う相談支援体制を整備

(薬局を活用した薬物療法提供体制の整備)

【25年度要求40百万円】

- 誰もが安心して、抗がん剤など使い方の難しい薬を用いた治療や適切な服薬指導などを在宅で受けられるよう、薬剤師がチーム医療の一員として、訪問や相談、情報提供をスムーズに行うための体制を整備するなど、地域での適切な薬物療法を推進

(へき地や救急医療へのアクセスの強化等)

【24年度補正予算30億円 25年度要求45億円 合計75億円】

- 無医地区等と近隣医療機関を巡回する「患者輸送車(艇)」の運行に必要な経費に対し財政支援を実施
- ドクターヘリの運航に対する財政支援を拡充
- 救急医療、周産期医療等の機能を担う医療機関の体制を強化するための医療機器等の設備整備を支援

3 がん対策の充実・強化

【25年度要求 1 1 7 億円】

「がん対策推進基本計画」（閣議決定、H24.6改定）に基づき、がんによる死亡率を減少させるため、特に対策の充実を図ることが必要な次の取組を推進

（がんの早期発見）

【25年度要求 7 9 億円】

- 一定年齢の者に対し、乳がん、子宮頸がん及び大腸がん検診の無料クーポン券等を配布し、がん検診受診率の向上を図るとともに、子宮頸がんの罹患率の高い年代の一部の者にHPV検査を実施

（がんと診断された時からの緩和ケアの推進及び職業生活の両立）

【25年度要求 3 7 億円】

- ・ がんと診断された時から切れ目のない緩和ケアが提供されるよう、がん診療連携拠点病院に対し、重度のがん性疾患が発症した場合に緊急かつ徹底した治療を実施するための病床の確保などを行う緩和ケアセンターに対する支援を実施
- ・ 就労継続を希望するがん患者などに対し、がん診療連携拠点病院などの相談窓口で社労士や産業カウンセラーなどを配置し、「治療と職業生活の両立」に関する各種相談や適切な情報提供を行うとともに、就労支援機関などとの連携を強化

4 認知症施策の推進

【25年度要求 3 4 億円】

今後、高齢者の増加に伴い認知症の人は更に増加することが見込まれていることから、「認知症施策推進5か年計画」の着実な実施を図り、全国の自治体で、認知症の人とその家族が安心して暮らしていける支援体制を計画的に整備するため、次の取組を推進

（認知症ケアパスの作成・普及）

- 認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、市町村で、地域の実情に応じて、その地域ごとの認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービス提供の流れ）の作成・普及を促進

（認知症の早期診断・早期対応の体制整備）

- 高齢者が日頃より受診するかかりつけ医に対する「適切な認知症診断の知識・技術」の習得等に係る研修やかかりつけ医に助言等を行う認知症サポート医の養成研修を推進
- 認知症の人とその家族に対する早期診断や早期対応を行うため、認知症疾患医療センターの整備を図るとともに、看護職員、作業療法士などの専門家からなる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターなどに配置するモデル事業を実施。また、いわゆる「身近型認知症疾患医療センター」の機能について調査を行い検証を実施

(地域での生活を支える医療・介護サービスの構築及び日常生活・家族支援の強化)

- 医療・介護サービス従事者の認知症対応力の向上とその活用を図る
- 認知症の人の地域での日常生活とその家族への支援を行う市町村の取組を支援

(地域ケア会議の開催支援)

- 医療、介護の専門家など多職種が協働してケア方針を検討し、高齢者の自立支援、認知症の人の地域支援などを推進する「地域ケア会議」の普及・定着を促進

5 障害者の日常生活・社会生活支援の推進

【24年度補正予算 16億円 25年度要求 501億円 合計 517億円】

障害者総合支援法を着実に推進し、国と地方の適切な役割分担の下、地域の実情を踏まえながら、計画的なサービスの基盤整備を図るため、以下の取り組みを実施

(障害者が地域で安心して暮らせる体制整備～共生社会の実現～)

①社会参加の機会の確保 (障害者の安心ある地域生活の支援)

障害者の自立と社会参加を支援するため、成年後見制度の活用を進める観点から意思決定支援を行う後見業務を適正に担うことができる人材の育成・活用を図るとともに、意思疎通支援を行う人材の育成などを実施

②居住と日中活動の場等の整備

グループホームなどの「住まいの場」の整備や、発達障害を含む障害児に対する身近な地域での支援を強化する拠点となる児童発達支援センターの整備、小規模グループによる療育ケアなどを推進

また、施設の改修 (賃貸物件を含む) 及び施設と一体的に行う大規模生産設備の整備を対象に追加

6 生活保護の適正化及び生活困窮者の自立・就労支援等の推進

【24年度補正予算60億円 25年度要求130億円 合計190億円】

「自由民主党・公明党連立政権合意」に基づき、生活保護の適正化及び生活困窮者の自立・就労支援等をさらに強化するため、以下の取組を推進

(生活保護の適正化推進等の充実)

【25年度要求50億円】

- 生活保護受給者の居住支援（代理納付を活用した住宅扶助の適正化）を積極的に促進するなど、生活保護の適正化対策等を推進

(生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称）の創設)

【25年度要求100億円】

(一般会計 50億円)

- 生活保護受給者を含め生活困窮者を広く対象として、自治体にハローワークの常設窓口を設置するなどワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備し、早期支援の徹底、求職活動状況の共有化など就労支援を抜本的に強化し、生活困窮者の就労による自立を促進

(生活困窮者に対する新たな支援態勢の構築)

【25年度要求30億円】

- 生活困窮者に対する包括的な相談支援、多様な就労支援や生活支援など生活困窮者支援のモデル事業を実施

(「地域若者サポートステーション事業」の拡充)

【24年度補正予算60億円】

- ニート等の若者の就労を支援して、将来生活保護に陥ることを防止し、社会の支え手とするため、「地域若者サポートステーション」の設置拠点の拡充、学校との連携による在學生支援や、学校などと中退者情報を共有しての中退者支援の強化、さらに、合宿形式を含む生活面のサポートと職場実習等の訓練を集中的に行うことにより、ニート等の若者の就労を強力に支援

7 若者の能力や地域の需要を成長の原動力に転化する雇用対策の推進

【24年度補正予算 1,600億円】

(若年者への人材育成の推進) (一部再掲)

【24年度補正予算 600億円】

- 非正規の若年者に対して実習等を通じた実践的な職業訓練を実施し、正規雇用化した事業主に対する奨励金を創設する。また、「地域若者サポートステーション」の設置拠点の拡充等により、ニート等の若者の就労を強力に支援

(地域の雇用創出)

【24年度補正予算 1,000億円】

- 地域の産業・雇用振興策に沿った起業支援等を行うことにより、地域の雇用の受け皿を確保するため、地域に根ざした産業における安定的な雇用創出に資する事業を民間企業等へ委託し、失業者を雇い入れる事業を創設

8 被災者の雇用の確保

(震災等緊急雇用対応事業の充実)

【24年度補正予算 500億円】

- 東日本大震災の被災者の当面の雇用の場を確保し、生活の安定を図るため、震災等緊急雇用対応事業について、基金を積み増し、事業の実施期間を延長

II 復興・防災対策

1 医療施設の耐震化の推進等

【24年度補正予算 407億円】

(医療施設の耐震化の推進)

【24年度補正予算 406億円】

- 多くの民間病院が役割を担う二次救急医療機関の耐震化を推進するため、医療施設耐震化臨時特例基金を積み増し

(広域災害・救急医療情報システム (EMIS) の機能の充実)

【24年度補正予算 89百万円】

- 災害発生時に被災地での災害派遣医療チーム (DMAT) の活動を支援するため、広域災害・救急医療情報システム (EMIS) を改修し、携帯電話以外の可搬端末 (スマートフォン、タブレット端末) からのDMAT活動情報の入力・把握及び災害派遣医療チーム活動情報のモニターへの表示機能を整備

(災害医療体制の整備の支援) (再掲)

【24年度補正予算500億円の内数】

- 震災に備えた医療提供体制の整備の支援(大きな震災や津波対策のための移転の支援を含む)等を図るため、地域医療再生基金を積み増す

2 水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進

【24年度補正予算278億円 25年度要求180億円 合計459億円】

- 災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう、地方公共団体が実施する水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進に要する費用に対して補助

3 社会福祉施設の耐震化等整備の推進

【24年度補正予算143億円】

(社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の積み増し・延長)

【24年度補正予算97億円】

- 自力避難が困難な障害者や児童の入所施設の耐震化などの防災対策を推進するとともに、被災地において福祉サービスの提供や地域コミュニティの再生を支援する共生型福祉施設を整備するため、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を積み増し、実施期限を1年延長

(独)福祉医療機構への政府出資金)

【24年度補正予算46億円】

- 社会福祉施設や医療施設の耐震化等整備を推進するため、(独)福祉医療機構が低金利かつ長期の貸付を行うことにより設置者の自己負担を軽減できるよう、政府出資により同機構の財務基盤を強化

4 災害時における在宅障害者の避難スペースの整備(再掲)

【24年度補正予算16億円】

- 災害時に在宅の障害者が避難場所として活用できるよう、障害福祉サービス事業所や障害児施設等の避難スペースの整備を推進

5 被災者の雇用の確保

(震災等緊急雇用対応事業の充実) (再掲)

【24年度補正予算500億円】
(東日本大震災復興特別会計)

Ⅲ 成長による富の創出

1 医療関連分野におけるイノベーションの一体的推進

【24年度補正予算 87億円 25年度要求 143億円 合計 231億円】

国民が安心して利用できる最新の医療環境を整備するとともに、日本のものづくり力をいかし、日本発の革新的医薬品・医療機器や再生医療製品などを世界に先駆けて開発し、医療関連市場の活性化と我が国の経済成長を実現し、積極的に海外市場へ展開するために、以下の施策を推進

(1) 医薬品・医療機器開発等に関する基盤整備

【24年度補正予算 58億円 25年度要求 55億円 合計 113億円】

(創薬支援機能の強化)

【24年度補正予算 12億円 25年度要求 6.4億円 合計 18億円】

- アカデミア等の優れた基礎研究の成果を確実に医薬品の実用化につなげるため、医薬基盤研究所に創薬支援戦略室を設置し、創薬関連研究に対する目利き、出口戦略の策定助言、研究支援・知財管理支援、企業連携支援等の本部機能を担うと共に創薬スクリーニング設備の強化を図り、理研、産総研や大学などの創薬関係機関で構成する「オールジャパンでの創薬支援体制」を構築

(民間投資を喚起する治験環境整備)

【24年度補正予算 46億円 25年度要求 31億円 合計 77億円】

○ 臨床研究中核病院等の整備

【24年度補正予算 33億円 25年度要求 31億円 合計 64億円】

日本発の革新的医薬品・医療機器などの開発に必要な質の高い臨床研究を推進するため、臨床研究中核病院を新たに追加選定し、必要な設備整備・運営支援を行う。また、既に整備している臨床研究中核病院等についても、研究の進捗に伴い必要となる設備整備・運営支援を行う

○ 肝炎研究推進のための臨床研究基盤体制の整備

【24年度補正予算 13億円】

日本の肝炎研究の推進を図る一環として、ヒトの遺伝子や免疫機構の解析に関する研究等をより加速することにより、新しい治療法の開発や新薬の開発を促進させるため、肝炎研究の中核施設である(独)国立国際医療研究センターの肝炎・免疫研究センターに最先端の研究機器を配備

(審査・安全対策の充実・強化)

【25年度要求 17 億円】

- 日本発の革新的医薬品・医療機器の創出及び再生医療製品を迅速かつ安全に国民へ提供するため、以下の取組を推進
 - ・ 医薬品医療機器総合機構（PMDA）で、開発に見通しを与え迅速な実用化を促進するための薬事戦略相談の拡充
 - ・ 最先端の技術の有効性と安全性を評価するためのガイドライン作成などの推進
 - ・ 登録認証機関を活用した認証制度の拡大
 - ・ 中小・ベンチャー企業に対するPMDAの相談・承認申請手数料の軽減を実施
- 市販後安全対策を充実するため、電子カルテなどの医療情報の安全対策への利活用を推進

(2) 官民協働の資金拠出による国内製薬産業の海外進出支援

【24年度補正予算 7 億円】

(開発途上国向け医薬品開発の促進)

【24年度補正予算 7 億円】

- 日本の製薬産業の優れた研究開発力を活かして国際保健分野での貢献を行うとともに、日本の製薬産業の海外進出を下支えし、その成長・発展を図るため、国が資金を拠出する等により、官民協働で開発途上国向けの医薬品の研究開発支援を行う

(3) 医薬品・医療機器開発等に関する研究の推進

【25年度要求 54 億円】

(重点領域及び再生医療分野における創薬研究開発等の強化)

【25年度要求 54 億円】

- がんや難病・希少疾病をはじめ、肝炎、感染症、糖尿病、脳心血管系、精神神経疾患、小児疾患の8つの重点領域を中心に、日本発の革新的医薬品・医療機器等の実用化を目指した研究及び再生医療分野の創薬研究等を強化

(4) 世界最先端の医療の実用化に向けた基盤整備

【24年度補正予算 22 億円 25年度要求 34 億円 合計 56 億円】

(再生医療の推進)

【24年度補正予算 22 億円】

○ 再生医療の臨床応用に向けた人材育成

再生医療の臨床応用に向けて、研究者・医師が iPS 細胞等の樹立・調製や人体への移植・投与を適切に実施する技術を習得するため、細胞培養加工等トレーニングセンターを東西 2ヶ所の研究拠点に設置

(個別化医療等の推進)

【25年度要求 34 億円】

○ 個別化医療の推進のためのバイオバンク等研究基盤の整備

国立高度専門医療研究センター（ナショナルセンター）が有する高度専門的な知見、ネットワークを活用し、生体試料と臨床情報をバイオバンクとして整備するとともに、企業等と共同で研究開発の推進を図り、創薬及び個別化医療（患者一人ひとりの体質や病態にあった有効かつ副作用の少ない治療法（オーダーメイド医療）や予防法（個別化予防））の実現を目指す

2 若者の能力や地域の需要を成長の原動力に転化する雇用対策の推進

【24年度補正予算 1,600 億円】

(若年者への人材育成の推進) (再掲)

【24年度補正予算 600 億円】

(地域の雇用創出) (再掲)

【24年度補正予算 1,000 億円】

(参考)平成24年度補正予算・平成25年度概算要求(一般会計)の全体像

※平成25年1月8日時点の計数のため、今後変動がある。

	24年度補正予算・ 25年度概算要求の内訳		(参考)	
	(A)		24年9月7日時点 概算要求額 (B)	増△減額 (A) - (B)
一般会計要求額 (補正予算含む)	(P) 合計 30兆3,119億円 + α	(P) 25要求額 29兆9,287億円 ----- 24補正額 (P) 3,832億円 + α	30兆266億円	(P) 2,853億円 + α

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 25年度概算要求額には、年金差額分(基礎年金国庫負担割合1/2と36.5%分との差額(25年度要求 2兆5,672億円))を含む。なお、24年度補正予算額全体としては、上記の3,832億円に加え、24年度の年金差額分(2兆4,879億円)や復興特別会計分がある。

(注3) 25年度要求額には、B型肝炎の給付金等支給経費(24年度 345億円、25年度要求 572億円)を含む。

(参考) 予算編成過程で検討

- ①高齢者医療支援金の総報酬に応じた負担と協会けんぽの国庫補助の取扱い
- ②生活保護基準の見直し
- ③難病対策等の見直し
- ④過去の年金国庫負担の繰り延べの返済
- ⑤雇用保険・求職者支援の国庫負担の本則戻し

※ 「年金保険料の事務費への充当の解消」については取り下げる。

(参考)

<平成25年度厚生労働省概算要求の特別重点要求・重点要求施策(平成24年9月7日時点)>

	(要求額)
【特別重点要求】	
○医療イノベーション5か年戦略の着実な推進	411億円
○地域医療の強化のための緊急対策	105億円
○認知症施策推進5か年計画の着実な実施	37億円
○がんに対する質の高い医療提供体制の構築	129億円
【重点要求】	
○障害者の日常生活・社会生活支援のための体制の整備	120億円
○地域子ども・子育て支援基盤の再生	100億円
○生活支援戦略の着実な実施	142億円
○地域雇用創造総合プログラム	14億円
○安全で安心できる水道水の供給に向けた高度浄水処理の推進	30億円
	計1,088億円

※「日本再生戦略」に適合する施策のうち、ライフ分野については、削減額の2倍まで要求(特別重点要求)

その他の「日本再生戦略」に関連する施策については、削減額の1.5倍まで要求(重点要求)

平成24年度厚生労働省補正予算（案）の主要要望項目

I 経済対策関係

(P) 5, 128億円

第1 「成長による富の創出」関係	1,691億円
○ 臨床研究中核病院等の整備	33億円
○ 再生医療の臨床応用に向けた人材育成	22億円
○ 肝炎研究推進のための臨床研究基盤体制の整備	13億円
○ 創薬支援機能の強化のための研究設備の整備	12億円
○ 開発途上国向け医薬品開発の促進	7億円
○ 生活衛生関係営業の安定化支援	3.1億円
○ 若年者への人材育成の推進	600億円
○ 地域の雇用創出	1,000億円
○ 成長分野における雇用創出	制度要求
○ 労働移動支援助成金の拡充	制度要求
第2 「復興・防災対策」関係	1,352億円
○ 医療施設の耐震化の推進	406億円
○ 災害医療体制の整備の支援	(500億円の内数)
○ 水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進	278億円
○ 社会福祉施設の耐震化等整備の推進	143億円
○ 災害時における在宅障害者の避難スペースの整備	16億円
○ 広域災害・救急医療情報システム (EMIS) の機能の充実	89百万円
○ 被災者の雇用の確保	500億円
第3 「暮らしの安心・地域活性化」関係 (一部再掲)	(P) 2,086億円
【医療・衛生関係】	
○ 安定した医療保険制度の構築	(P)
○ 災害医療や在宅医療の推進、地域の医師確保等 (一部再掲)	500億円
○ 医療提供体制を充実するための医療機器等の整備	30億円
○ 新型インフルエンザ対策の推進	63億円

【雇用関係】

- 若年者への人材育成の推進（再掲） 600億円
- 地域の雇用創出（再掲） 1,000億円
- 成長分野における雇用創出（再掲） 制度要求
- 労働移動支援助成金の拡充（再掲） 制度要求
- 被災者の雇用の確保（再掲） 500億円

【福祉関係】

- 待機児童解消のための保育士の確保 438億円
- 保育や地域の子育て支援の充実等 118億円
- 児童養護施設等の家庭的養護への転換 4.1億円
- 災害時における在宅障害者の避難スペースの整備（再掲） 16億円

Ⅱ 基礎年金国庫負担割合2分の1の維持等

2兆5,164億円

※ その他、予算額の修正減額

一般会計	▲1,081億円
特別会計	▲96億円

※ 平成25年度予算概算要求については、平成24年度補正予算で対応したものを踏まえ、要求額の修正など必要な入れ替えを行う。

【計数は調整中のため、変動があり得る。】

I 経済対策関係

(P) 5, 128 億円

第1 「成長による富の創出」関係

1, 691 億円

○ 臨床研究中核病院等の整備 33 億円

質の高い臨床研究を推進するため、臨床研究中核病院を新たに追加選定し、必要な設備整備等を行う。また、既に整備している臨床研究中核病院等についても、研究の進捗に伴い必要となる設備整備等を行う。

○ 再生医療の臨床応用に向けた人材育成 22 億円

再生医療の臨床応用に向けて、研究者・医師が i P S 細胞等の樹立・調製や人体への移植・投与を適切に実施する技術を習得するため、細胞培養加工等トレーニングセンターを東西2ヶ所の研究拠点に設置する。

○ 肝炎研究推進のための臨床研究基盤体制の整備 13 億円

日本の肝炎研究の推進を図る一環として、ヒトの遺伝子や免疫機構の解析に関する研究等をより加速することにより、新しい治療法の開発や新薬の開発を促進させるため、肝炎研究の中核施設である(独)国立国際医療研究センターの肝炎・免疫研究センターに最先端の研究機器を配備する。

○ 創薬支援機能の強化のための研究設備の整備 12 億円

できるだけ早く基礎研究の成果を医薬品の製品化につなげ、新しい医薬品を国民へ提供するため、(独)医薬基盤研究所において、創薬支援業務の強化に必要な研究機器設備の整備を行う。

○ 開発途上国向け医薬品開発の促進 7 億円

日本の製薬産業の優れた研究開発力を活かして国際保健分野での貢献を行うとともに、日本の製薬産業の海外進出を下支えし、その成長・発展を図るため、国が資金を拠出する等により、官民協働で開発途上国向けの医薬品の研究開発支援を行う。

○ 生活衛生関係営業の安定化支援 3.1 億円 ((株) 日本政策金融公庫への政府出資金)

生活衛生関係営業の安定化を支援するため、(株) 日本政策金融公庫の融資について、

開業当初に雇用を維持・拡大する場合等の金利の引下げ措置を実施する。

○ **若年者への人材育成の推進** 600億円
(緊急人材育成・就職支援基金に若者育成支援事業(仮称)を追加)

非正規の若年者に対して実習等を通じた実践的な職業訓練を実施し、正規雇用化した事業主に対する奨励金を創設する。また、「地域若者サポートステーション」について、設置拠点の拡充、合宿形式を含む生活面のサポートと職場実習の訓練を集中的に行うことなどにより、ニート等の若者の就労を強力に支援する。

○ **地域の雇用創出** 1,000億円
(緊急雇用創出事業基金に起業支援型地域雇用創造事業(仮称)を追加)

地域の産業・雇用振興策に沿った起業支援等を行うことにより、地域の雇用の受け皿を確保するため、地域に根ざした産業における安定的な雇用創出に資する事業を民間企業等へ委託し、失業者を雇い入れる事業を創設する。

○ **成長分野における雇用創出** 制度要求
(緊急人材育成・就職支援基金の日本再生人材育成支援事業の延長・拡充)

成長が期待される分野の事業主が、事業主都合で離職した者を期間の定めのない労働者として新たに雇い入れ、または労働者を出向で受け入れ、訓練を行った場合に助成金を支給するとともに、事業の実施期限を一年延長する。

○ **労働移動支援助成金の拡充** 制度要求
(労働保険特別会計)

円滑な労働移動を支援するため、中小企業事業主が、離職を余儀なくされる労働者等の再就職に係る支援を職業紹介事業者に委託し、再就職が実現した場合に支給される助成金を拡充する。

第2 「復興・防災対策」関係

1,352億円

○ **医療施設の耐震化の推進** 406億円
(医療施設耐震化臨時特例基金の積み増し)

多くの民間病院が役割を担う二次救急医療機関の耐震化を推進するため、医療施設耐震化臨時特例基金を積み増す。

○ **災害医療体制の整備の支援** 500億円の内数
(地域医療再生基金の積み増し(後出))

震災に備えた医療提供体制の整備の支援(大きな震災や津波対策のための移転の支援を含む)等を図るため、地域医療再生基金を積み増す。

○ **水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進** 278億円

災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう、地方公共団体が実施する水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進に要する費用に対して補助を行う。

○ **社会福祉施設の耐震化等整備の推進** 143億円

① **社会福祉施設の耐震化等整備の推進** 97億円
(社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の積み増し・延長)

自力避難が困難な障害者や児童の入所施設の耐震化などの防災対策を推進するとともに、被災地において福祉サービスの提供や地域コミュニティの再生を支援する共生型福祉施設を整備するため、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を積み増し、実施期限を一年延長する。

② **社会福祉施設等の耐震化等のための低利融資** 46億円
(独)福祉医療機構への政府出資金)

社会福祉施設や医療施設の耐震化等整備を推進するため、(独)福祉医療機構が低金利かつ長期の貸付を行うことにより設置者の自己負担を軽減できるよう、政府出資により同機構の財務基盤を強化する。

○ **災害時における在宅障害者の避難スペースの整備** 16億円

災害時に在宅の障害者が避難場所として活用できるよう、障害福祉サービス事業所や障害児施設等の避難スペースの整備を推進する。

○ **広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の機能の充実** 89百万円

災害発生時に被災地での災害派遣医療チーム(DMAT)の活動を支援するため、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を改修し、携帯電話以外の可搬端末(スマートフォン、タブレット端末)からのDMAT活動情報の入力・把握及びDMAT活動情報のモニターへの表示機能を整備する。

○ **被災者の雇用の確保** 500億円

- ① 被災者の一時的な雇用の確保 500億円
(緊急雇用創出事業基金の震災等緊急雇用対応事業の積み増し・延長)(東日本大震災復興特別会計)

被災者の一時的な雇用の確保、生活の安定を図るため、震災等緊急雇用対応事業について、緊急雇用創出事業基金を積み増し、事業の実施期限を一年延長する。

- ② 被災地での安定的な雇用の創出 制度要求
(緊急雇用創出事業基金の事業復興型雇用創出事業の延長)

被災地での安定的な雇いを創出するため、産業政策と一体となって雇用面からの支援を行う事業復興型雇用創出事業について、実施期限を一年延長する。

第3 「暮らしの安心・地域活性化」関係 (P) 2,086億円

【医療・衛生関係】

- 安定した医療保険制度の構築
(後期高齢者医療制度臨時特例基金等の積み増し・延長)

医療保険制度の円滑な施行及び運営のため、以下の事業に対して財政支援を行う。

- ① 高齢者医療の負担軽減措置 (P)

70～74歳の窓口負担軽減措置、後期高齢者医療の被保険者のうち低所得者等の保険料軽減措置を行う。

- ・70歳から74歳までの患者負担割合の引上げ(1割→2割)の段階的実施の取扱い(すでに70歳以上の者は1割負担に据置。新たに70歳に達する者から3割が2割。)

(P)

- ・後期高齢者医療の被保険者のうち所得の低い方の保険料軽減の継続(均等割9割、8.5割、所得割5割軽減)等

(776億円)

- ② 特定健康診査・保健指導データ管理システムの機器更改等 38億円

国民健康保険制度等の安定的な運営を確保するため、国民健康保険団体連合会等が運用する特定健康診査・保健指導データ管理システムの機器更改等を行う。

- ③ 健康保険組合の保険者機能強化に向けたITネットワーク基盤システムの機器更改等 80億円

健康保険組合の電子レセプト及び特定健診・特定保健指導データを活用した医療費分析の

機能を向上させるため、健康保険組合医療費分析システムの機器更改等を行う。

- **災害医療や在宅医療の推進、地域の医師確保等（一部再掲）** **500億円**
(地域医療再生基金の積み増し)

震災に備えた医療提供体制の整備の支援、地域の医療機関への勤務を条件とした医学生に対する修学資金の貸与や、大学医学部に設置する地域医療学等の寄附講座に対する支援などの医師不足対策の推進、介護と連携した在宅医療の体制整備の支援等を図るため、地域医療再生基金を積み増す。

また、事業実施期間について、「平成25年度末までの事業」から「平成25年度末までに開始する事業」に拡大する。

- **医療提供体制を充実するための医療機器等の整備** **30億円**

救急医療、周産期医療等の機能を担う医療機関の体制を強化するための医療機器等の設備整備を行う。

- **新型インフルエンザ対策の推進** **63億円**

新型インフルエンザの発生に備えて、国が備蓄しているプレパンデミックワクチンの一部が有効期限切れとなるため、備蓄の維持に必要な買い替え等を行う。

【雇用関係】

- **若年者への人材育成の推進（再掲）** **600億円**
(緊急人材育成・就職支援基金に若者育成支援事業（仮称）を追加)
- **地域の雇用創出（再掲）** **1,000億円**
(緊急雇用創出事業基金に起業支援型地域雇用創造事業（仮称）を追加)
- **成長分野における雇用創出（再掲）** **制度要求**
(緊急人材育成・就職支援基金の日本再生人材育成支援事業の延長・拡充)
- **労働移動支援助成金の拡充（再掲）** **制度要求**
(労働保険特別会計)
- **被災者の雇用の確保（再掲）** **500億円**
 - ① **被災者の一時的な雇用の確保（再掲）** **500億円**
(緊急雇用創出事業基金の震災等緊急雇用対応事業の積み増し・延長) (東日本大震災復興特別会計)
 - ② **被災地での安定的な雇用の創出（再掲）** **制度要求**
(緊急雇用創出事業基金の事業復興型雇用創出事業の延長)

【福祉関係】

○ 待機児童解消のための保育士の確保 438億円 (安心こども基金の拡充)

保育士の人材確保に向けて、潜在保育士の就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置、保育士の就業継続を支援する研修、認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付、保育士の処遇改善等を実施する。

○ 保育や地域の子育て支援の充実等 118億円 (安心こども基金の積み増し・延長)

保育所整備等については、予備費において基金を積み増したが、これに加え、認定こども園等における保育の充実や地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業の機能強化等により、地域の子育て支援の充実を図るため、安心こども基金を積み増し、実施期限を一年延長する。

※ 従来子育て支援交付金において行ってきた地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等について、子ども・子育て支援新制度の下での円滑なスタートを目指し、安心こども基金に移行して拡充する。

○ 児童養護施設等の家庭的養護への転換 4.1億円

児童養護施設などの小規模化・地域分散化を通じ、入所児童を地域社会の中でより家庭的な環境で養育・保護することができるよう、交付基礎点数を嵩上げし、小規模グループケア化のための改築やグループホームの創設等の施設整備を促進する。

○ 災害時における在宅障害者の避難スペースの整備（再掲） 16億円

※ 妊婦健康診査支援基金と子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金については、平成24年度末で終了するものの、恒常的な仕組みへの移行を検討。

※ 新体系移行に向けて事業者に対する激変緩和措置等を行う障害者自立支援臨時特例基金については、新体系への移行が完了したことから、基金は平成24年度末で終了。新体系への移行後も必要な施設整備等については、予備費に加え、補正予算及び本予算での対応により、地方自治体の要望に応える額を確保。

Ⅱ 基礎年金国庫負担割合 2分の1 の維持等

2兆5,164億円

基礎年金国庫負担割合 2分の1 と 36.5% 分との差額については、年金交付国債ではなく、つなぎ公債（年金特例公債）により確保することとし、所要の額の繰り入れを行う。

（2兆4,879億円）

その他、義務的経費等について、所要の追加財政措置を行う。

※ 予算額の修正減額

一般会計 ▲1,081億円

特別会計 ▲96億円

執行見込額が予定を下回ったこと等による修正減額を行う。

平成 25 年度 厚生労働省 主な税制改正要望 (案)

※項目の前に * 印を付している項目は他省庁と共同要望している項目

< 医療関係 >

■ 社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税〕

医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が 5,000 万円以下であるときは、その実際経費にかかわらず、所定の計算に従い算出した額を社会保険診療に係る経費とすることができる特例措置を存続する。

また、会計検査院の意見表示を受けて実施した適用実態調査の結果、自由診療で多額の収入を得ている者が適用対象となっている点が確認されたため、社会保険診療報酬 5,000 万円以下の者のうち、自由診療収入を含めた収入(医業収入)が一定額(7,000 万円)以上の者を適用対象から除外する見直しを行う。

■ 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の存続

〔事業税〕

社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

■ 医療法人の社会保険診療以外部分に係る事業税の軽減措置の存続

〔事業税〕

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

■ 医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長

〔所得税、法人税〕

医療保健業を営む個人又は法人が、医療安全に資する医療機器等を取得した場合に、取得価格の 16% の特別償却を認める特例措置について、その対象機器を見直した上で、適用期限を2年間延長する。

■ 高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長

〔所得税、法人税〕

医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格 500 万円以上の高額な医療用機器を取得した場合に、取得価格の 12% の特別償却を認める特例措置について、その対象機器を見直した上で、適用期限を2年間延長する。

* ■ 研究開発税制(総額型)の拡充

〔所得税、法人税〕

イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化し、医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、試験研究費総額の8~10%について税額控除を可能とする制度について、現行では法人税額の2割を上限としているが、3割まで可能とする。

■ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的としたたばこ税の税率の引上げ

〔たばこ税、地方たばこ税〕

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」第6条においては、たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置の実施が、日本を含む締約国に求められていることを踏まえ、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

■ 医療に係る消費税の課税のあり方の検討

〔消費税〕

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第7条第1号トの規定等を踏まえ、医療に係る消費税の課税のあり方について、引き続き検討する。

<参考> 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成 24 年法律第 68 号)

第7条第1号ト 医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

<介護・障害等>

* ■ サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長

〔所得税、法人税、固定資産税、不動産取得税〕

サービス付き高齢者向け住宅に係る割増償却や、固定資産税及び不動産取得税を減額する租税特別措置の期限を2年間延長する。

<子ども・子育て>

* ■ 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置

〔消費税、登録免許税、法人税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税等〕

特に緊急的な対応が求められる幼保連携型認定こども園の設置に係る法人間の財産承継に係る所得税の特例措置や幼稚園併設型認可外保育施設における保育料等の消費税の非課税措置をはじめ、幼保連携型認定こども園に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置など、子ども・子育て関連3法の施行に必要な税制上の措置を講ずる。

■ 保育所を設置する公益法人に対する登録免許税の非課税措置〔登録免許税〕

保育所の設置を促進するため、社会福祉法人以外の公益法人立の保育所についても、社会福祉法人と同様に登録免許税を非課税とする措置を講ずる。

■ 子育て支援に係る税制上の措置の検討

〔所得税、個人住民税〕

児童手当法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定を踏まえ、改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給及び年少扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

<参考> 児童手当法の一部を改正する法律(平成24年法律第24号)

附則第2条第1項 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

<就労促進等>

■ 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の拡充及び延長 [所得税、法人税]

平成24年6月に成立した障害者優先調達推進法を受けて、就労移行支援事業所など、障害者の働く場に対する発注を前年度より増加させた企業に対して、企業が有する固定資産の割増償却を認める措置の適用期限を延長するとともに、適用となる「働く場」の対象の拡大を行う。

■ 雇用促進税制の拡充 [所得税、法人税、法人住民税]

当期の法人税額の10%(中小企業は20%)を限度として、雇用増加数1人あたり20万円の税額控除を行う現行の雇用促進税制について、65歳以上の高年齢者の雇用維持のため、税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる「雇用者」の数に年度の途中で高年齢継続被保険者になった者を含めるよう算定方法を変更する等の拡充を行う。

■ 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに係る税制上の所要の措置

[所得税、通則法、個人住民税]

生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しの具体的な検討内容である居住確保給付金(仮称)の創設、就労・自立を促進する観点からの基準体系の見直し及び「就労自立給付金(仮称)」の創設について、税制上の所要の措置を講じる。

<年金>

■ 厚生年金基金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

[所得税、法人税等]

厚生年金基金の解散制度の見直しや、他の企業年金等への移行支援を内容とする制度等の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

<生活衛生関係>

■ 生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置

[法人税、法人住民税、事業税]

生活衛生関係営業者事業活動の振興・活性化のため、次のような総合的な税制上の措置を講ずる。

(1) 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の延長

生活衛生同業組合等が共同利用施設を設置した場合に、取得価額の6%の特別償却を認める現行の特例措置について、適用期限を2年間延長する。


(2) 交際費課税の見直し

企業が交際費を増加させた場合に損金算入の特例（増加額の90%の損金算入）を認めることにより、飲食店等の需要を喚起し、経済の活性化を図る。

※ 現行の交際費の課税制度

- ・中小法人:交際費の90%を損金算入(600万円を上限)
- ・大法人:交際費の損金算入はできない

平成25年度 主な税制改正要望(案)の概要

平成25年1月
厚生労働省 

目次

- 社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置及び医療法人の社会保険診療以外部分に係る事業税の軽減措置の存続・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 高額な医療用機器等に関する特別償却制度の適用期限の延長・・・・・・・・・・ 3
- 研究開発税制（総額型）の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ・・ 5
- 医療に係る消費税の課税のあり方の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 保育所を設置する公益法人に対する登録免許税の非課税措置・・・・・・・・・・ 9
- 子育て支援に係る税制上の措置の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の拡充及び延長・・・・・・・・・・ 11
- 雇用促進税制の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに係る税制上の所要の措置・・・・・・・・・・ 13
- 厚生年金基金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置・・・・・・・・・・ 14
- 生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置・・・・・・・・・・ 15

社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続 (所得税、法人税、個人住民税、法人住民税)

要望内容

医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5,000万円以下であるときは、その実際経費にかかわらず、所定の計算に従い算出した額を社会保険診療に係る経費とすることができる特例措置を存続する。

また、会計検査院の意見表示を実施した適用実態調査の結果、自由診療で多額の収入を得ている者が適用対象となっている点を確認されたため、社会保険診療報酬5,000万円以下の者のうち、自由診療収入を含めた収入（医業収入）が一定額（7,000万円）以上の者を適用対象から除外する見直しを行う。

現状

社会保険診療報酬の所得計算の特例

医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5000万円以下であるときは、当該社会保険診療に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬を4段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とすることができる特別措置。

社会保険診療報酬の金額		概算経費率
	2,500万円以下	72%
2,500万円超	3,000万円以下	70%
3,000万円超	4,000万円以下	62%
4,000万円超	5,000万円以下	57%

社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続（事業税）

要望内容

医療とりわけ社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。また、医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

現状

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
非課税	国・地方公共団体	非課税		
	特別法人 (医療法人等)	2.7% (約4.9%)	3.6% (約6.5%)	3.6% (約6.5%)
	普通法人	2.7% (約4.9%)	4.0% (約7.2%)	5.3% (約9.6%)
	個人	5.0%		

注：（ ）内の％は、20年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「地方法人特別税」（事業税率の81％）を合算した税率

高額な医療用機器等に関する特別償却制度の適用期限の延長 (所得税、法人税)

要望内容

病院等が取得価格500万円以上の高額な医療用機器又は医療安全に資する医療機器を取得した場合の特別償却制度について、対象機器の種類を見直した上で適用期限を延長する。

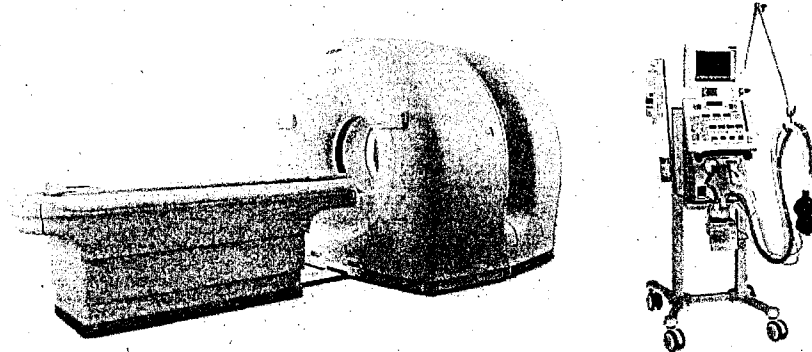
① 高額な医療用機器

医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の医療用機器（高度な医療の提供に資するもの又は指定を受けてから2年以内のものに限る）を取得した場合に、取得価格の12%の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を2年間延長。

(~平成27年3月31日)

② 医療安全に資する医療用機器等

医療安全に資する医療機器等を取得した場合に、取得価格の16%の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を2年間延長。
(~平成27年3月31日)

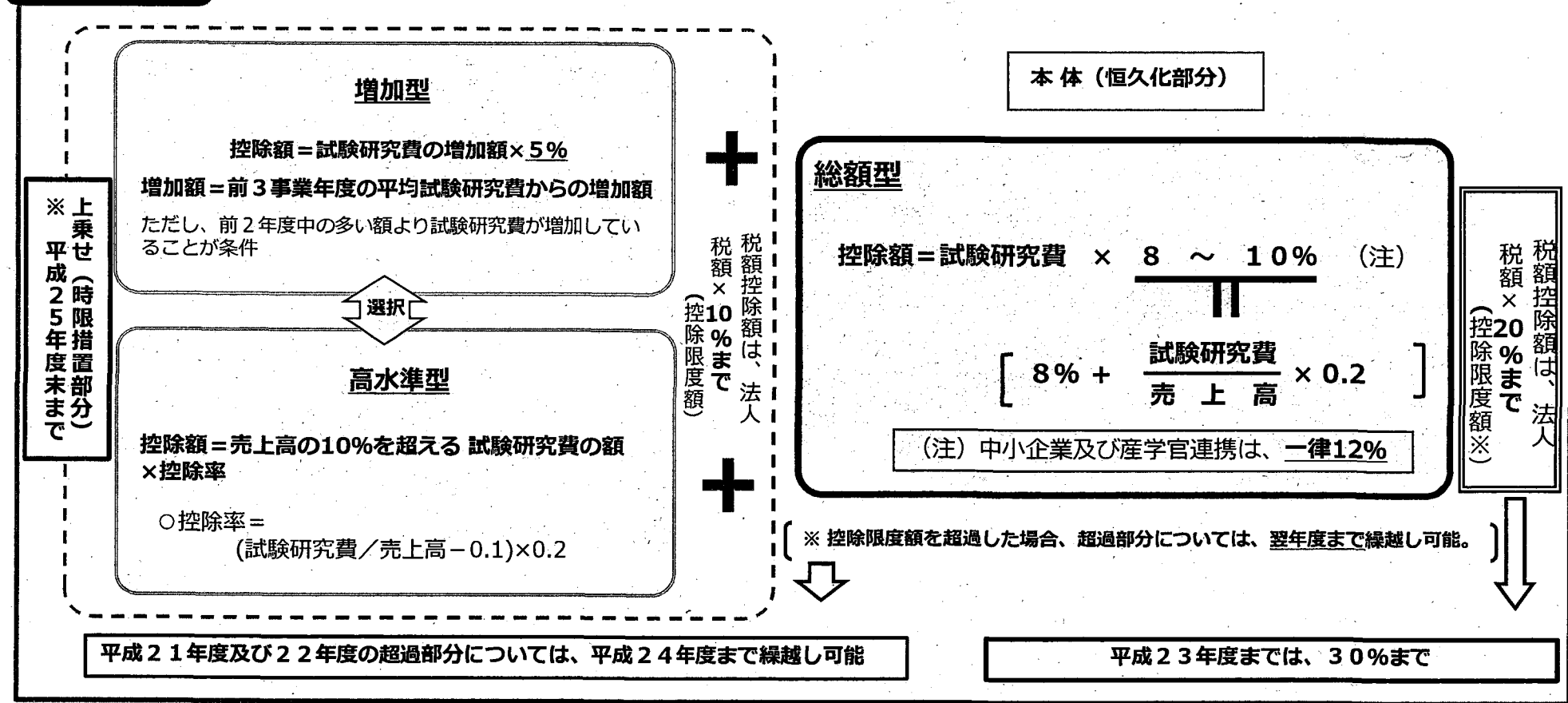


研究開発税制（総額型）の拡充（所得税、法人税）

要望内容

我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化し、医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、研究開発税制（総額型）について、税額控除額の上限を法人税額の2割から3割まで拡充する。

現行制度



国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

(たばこ税・地方たばこ税)

要望内容

国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

喫煙の健康への悪影響は明らかであるが、いまだ日本の喫煙率は高い。

- 男性喫煙者の肺がんによる死亡率は、男性非喫煙者に比べて約4.8倍高い
- 慢性閉塞性肺疾患(COPD)のほとんどの要因が喫煙となっている(約5割)
- 40歳時点のたばこを吸っている男性の平均余命は、たばこを吸わない男性より、3.5年短い

主要国の喫煙率

国名		日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
喫煙率	男性	32.4%	34.8%	35.6%	22.0%	19.9%
	女性	9.7%	27.3%	27.4%	21.0%	16.3%

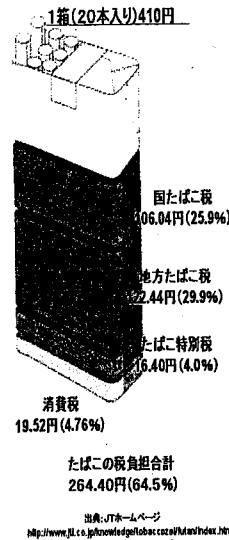
出典:たばこアトラス第4版(2012)
日本は平成23年国民健康・栄養調査

■ たばこ規制枠組条約(FCTC)第6条において、たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置を実施することが求められている

(参考) 主要国のたばこ価格(円) ※1ドル=76.78円で換算

国名	日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
価格	410	526	638	843	932

出典:たばこアトラス第4版(2012)



たばこの課税政策を行う背景

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」

- 締約国は、価格及び課税に関する措置がたばこの消費を減少させるための効果的及び重要な手段と認識し、課税政策を実施すること。(第6条)
- 日本:平成16年6月批准、平成17年2月発効。
(締約国数:175カ国(平成24年8月予定))

健康日本21(第2次) (運動期間:2013~)

- 健康増進法第7条に基づく、目標期間、目標数値を有する具体的な計画。
- 健康日本21(第2次)では、全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指す。
- 【たばこ対策】
 - 成人の喫煙率の低下(H34年度 12%)
 - 未成年者の喫煙をなくす(H34年度 0%)
 - 妊娠中の喫煙をなくす(H26年 0%)
 - 受動喫煙の機会を有する者の割合の低下
(行政機関、医療機関 H34年度 0%)
(職場 H32 受動喫煙の無い職場の実現)
(家庭 H34年度 3%)(飲食店 H34年度 15%)

がん対策推進基本計画

- 平成18年度に成立したがん対策基本法に基づき、平成19年度に策定。
平成24年6月8日閣議決定により見直し。
- 【たばこ対策】上記「健康日本21(第2次)」の項目 i、項目 ii、項目 iv と同じ。
※ iii は含まれず。

要望内容

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第7条第一号トの規定等を踏まえ、医療に係る消費税の課税のあり方について、引き続き検討する。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）

第7条第1号ト

医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長 (所得税・法人税・固定資産税・不動産取得税)

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の概要

- 所得税・法人税: 5年間 割増償却28% (耐用年数35年以上: 割増償却40%)
- 固定資産税: 5年間 税額を2/3軽減
- 不動産取得税: 家屋 課税標準から1,200万円控除/戸
土地 家屋の床面積の2倍に当たる面積相当分の軽減

要望の内容

本特例の適用期限
(平成25年3月31日)
の2年間延長

施策の背景及び政策の目標

施策の背景

高齢者の暮らしに適した良好な住宅ストックの絶対的不足

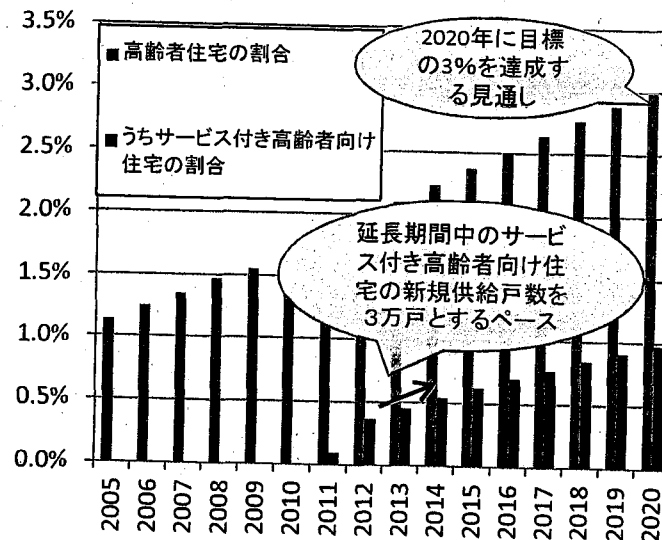
2020年までの目標

高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み(3~5%)とする。(日本再生戦略)

延長期間中の目標

2014年までに、高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合を0.5%とする。(年間3万戸の新規供給ペース)

高齢者人口に対する高齢者住宅の割合

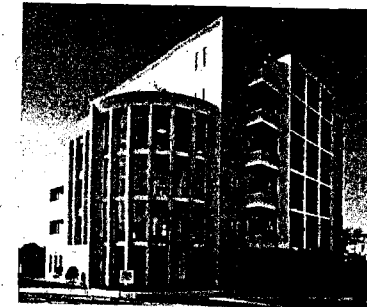


(参考) 2012年3月末日現在の登録戸数
31,094戸(うち、新規供給7,064戸)

↓
2012年7月末日現在の登録戸数
59,764戸(うち、新規供給15,614戸)

サービス付き高齢者向け住宅制度

(イメージ)



【登録基準】 主に次のような登録基準が定められている

《ハード》
・床面積は原則25㎡以上
・構造・設備が一定の基準を満たすこと
・バリアフリー(廊下幅、段差解消、手すり設置)

《サービス》
・サービスを提供すること(少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供)

《契約内容》
・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと等

(※有料老人ホームも登録可)

子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置

(消費税、登録免許税、法人税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税等)

要望内容

幼保連携型認定こども園に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置をはじめとする子ども・子育て関連3法の施行に必要な税制上の措置を講ずる。

※特に緊急的な対応が求められるものは以下の2点。

- ・円滑な施行に向けた幼保連携型認定こども園の設置に係る法人間の財産承継に係る所得税の特例措置
- ・円滑な施行に向けた幼稚園併設型認可外保育施設における保育料等の消費税の非課税措置

現状 (要望の背景)

子ども・子育て関連3法案については、自・公・民の3党による修正協議を経て、認定こども園制度の改善を行うこと等を内容とする法案修正等が行われた上で、同年8月に成立したところであり、これを受けて必要となる税制上の所要の措置を要望する。

《子ども・子育て関連3法》

- ・子ども・子育て支援法
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(認定こども園法の一部を改正する法律)
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

要望の必要性

必要な税制上の措置を講ずることにより、子ども・子育て関連3法を円滑に施行し、幼児期の学校教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援を推進することができる。

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆ 主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設

*地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ(株式会社等の参入は不可)
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実



保育所を設置する公益法人に対する登録免許税の非課税措置

(登録免許税)

要望内容

近年の深刻な待機児童問題の解消に資するため、社会福祉法人以外の公益法人が設置する保育所について、社会福祉法人が設置する場合と同等の登録免許税非課税措置を要望するもの。

現状（要望の背景）

- 現行制度では、社会福祉法人が保育所を設置する際の登録免許税は非課税とされているが、学校法人等社会福祉法人以外の公益法人が保育所を設置する場合には非課税措置がない。
- 一方で、幼稚園については、公益法人（学校法人、社会福祉法人、宗教法人、公益社団・財団法人）のいずれが設置する場合でも、登録免許税は非課税となっている。
- 近年の深刻な待機児童問題がある中、保育所の増設は喫緊の課題である。幼稚園制度との均衡を図り、かつ待機児童解消に資するため、社会福祉法人と同等の非課税措置を他の公益法人に対して設けることを要望する。

関連指標

○ 設置主体別保育所数

	自治体	社会福祉法人	学校法人	宗教法人	公益社団・財団	その他	計
平成19年	11,603	10,163	171	277	231	911	22,848
平成23年	10,515	11,434	434	257	181	1,002	23,385

子育て支援に係る税制上の措置の検討（所得税、個人住民税）

要望内容

子育て支援に係る税制上の措置について、児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）による改正後の児童手当法（昭和46年法律第73号）に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

現状（要望の背景）

平成24年度以降の新たな児童手当制度の検討に際し、「児童手当法の一部を改正する法律案の修正について」（平成24年3月15日3党合意）に基づき、議員修正により、児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）附則第2条第1項において、「政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について・・・その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる」旨が規定されており、検討が必要。

○児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）（抄）

附 則 （検討）

- 第二条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

障害者の「働く場」に対する発注促進税制の拡充及び延長 (所得税・法人税)

要望内容

障害者優先調達推進法を受けて、企業から障害者就労継続支援事業所等への発注を促進することにより、障害者の働く場の確保や工賃・賃金水準の向上を図るため、時限措置である発注促進税制について、5年間の延長を図るとともに、障害者の「働く場」に障害者雇用促進法の在宅就業障害者等を加える。

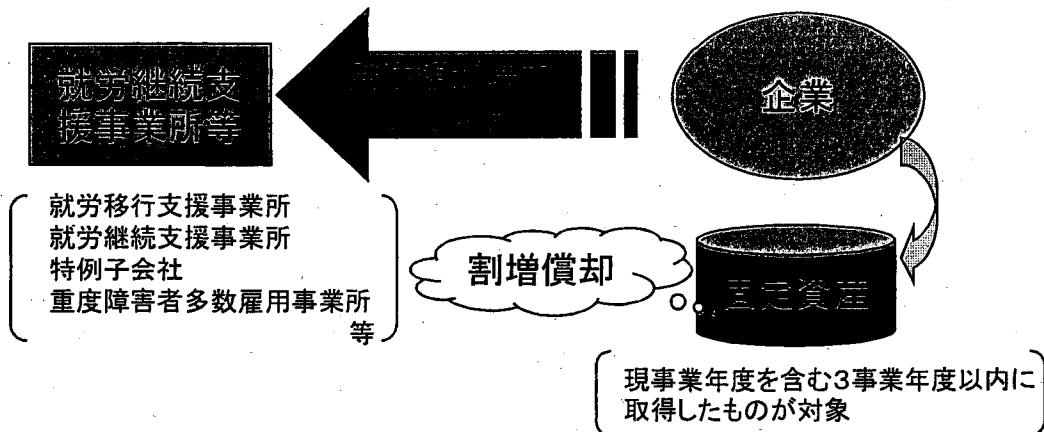
現行制度

- 障害者の「働く場」に対する発注を前年度より増加させた企業について、企業が有する固定資産の割増償却を認める。
 - ・ 青色申告者である全ての法人又は個人事業主が対象。
 - ・ 固定資産は、事業の用に供されているもののうち、現事業年度を含む3事業年度以内に取得したもの。
- 割増して償却される限度額は前年度からの発注増加額(※)
- (※) 固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。
- 5年間の時限措置
 - ・ 企業(法人) : 平成20年4月1日～平成25年 3月31日
 - ・ 個人事業主 : 平成21年1月1日～平成25年12月31日

○ 税制優遇の対象となる障害者の「働く場」

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所(A型・B型)
- ・ 生活介護事業所
- ・ 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援(B型)を行う事業所)
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 障害者雇用促進法の特例子会社
- ・ 重度障害者多数雇用事業所

イメージ図



$$\text{償却限度額} = \text{普通償却限度額} + \text{前年度からの発注増加額(※)}$$

〔※ 対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。〕

【具体例】

- ・ 固定資産が1,000万円(償却期間10年、定額法)
 - ・ 発注増加額が20万円の場合
- | | |
|----------------|-------------------------|
| 普通償却限度額(①) | = 1,000万円 × 10% = 100万円 |
| 発注増加額(②) | = 20万円 |
| (合計)償却限度額(①+②) | = 120万円 |
- 〔例えば発注増加額が50万円の場合、減価償却資産の普通償却限度額(100万円)の30%(30万円)が限度となるため、償却限度額は130万円となる。〕

雇用促進税制の拡充（所得税・法人税・法人住民税）

要望内容

厳しい経済環境下における雇用確保及び65歳以上の高年齢者の雇用維持のため、以下のとおり雇用促進税制を拡充する。

ア 税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる「雇用者」の数に年度の途中で高年齢継続被保険者（※）になった者を含める。

イ 現行では当期の法人税額の10%（中小企業は20%）を限度として、雇用増加数1人あたり20万円の税額控除を行うこととなっているが、この税額控除の額を40万円に引き上げる。

※高年齢継続被保険者：被保険者のうち65歳に達する日以前に雇用されていた事業主に65歳に達した日以降の日においても引き続いて雇用されている者であって、短期雇用特例被保険者や日雇労働被保険者とならない者。

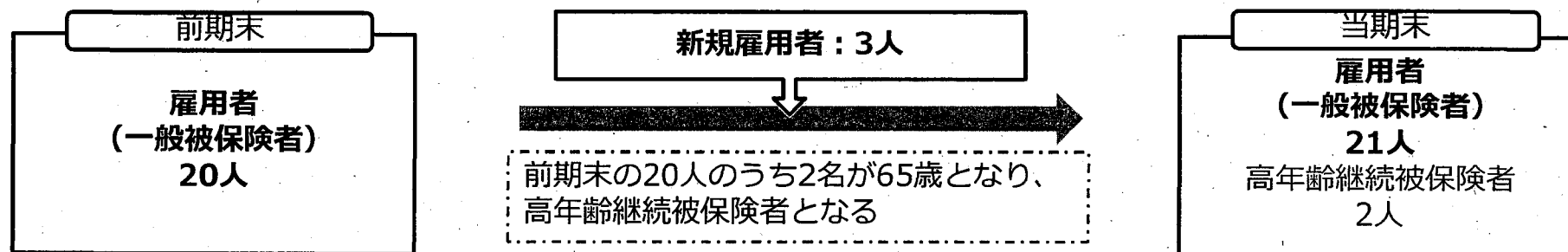
現行制度

「雇用促進計画」をハローワークに提出し、1年間で5人以上（中小企業は2人以上）、かつ10%以上雇用者数を増加させるなど一定の要件を満たした事業主に対して、雇用者数の増加1人当たり20万円の税額控除が受けられる制度。

（受付件数）

平成23年度中に雇用促進計画を受け付けた件数は、30,050件、209,560人の雇用者の増加が予定されている。

現行制度の問題点（アについて）



この場合、適用年度中に雇用者を3名雇ったにもかかわらず、前期末の一般被保険者のうち、年度途中で2名が高年齢継続被保険者となったため、**雇用者増加数は1名**となり、雇用者増加割合は $(21-20)/20=5\%$ となるので、税制の適用対象外となる。

生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに係る税制上の所要の措置

(所得税、通則法、個人住民税)

要望事項

生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しの具体的な検討内容である居住確保給付金(仮称)の創設、就労・自立を促進する観点からの基準体系の見直し及び「就労自立給付金(仮称)」の創設について、税制上の所要の措置を講じる。

具体的な内容

【生活困窮者対策】

・居住確保給付金(仮称)の創設

離職者で住居を失っている又はそのおそれのある者のうち、一定の要件に該当する生活困窮者に対する住宅(賃貸住宅)の確保に係る給付金を支給する。

【生活保護制度の見直し】

①就労・自立を促進する観点からの基準体系の見直し

積極的に就労活動に取り組んでいると認められる受給者に、活動に要する経費等を勘案して手当(定額)を支給する。

②「就労自立給付金(仮称)」の創設

保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定した職業に就いたことにより保護廃止に至った者に限り、支給する。

参考(要望の背景)

【社会保障制度改革推進法】(平成24年法律第64号) 抜粋

(生活保護制度の見直し)

附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
- 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

厚生年金基金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置 (所得税、法人税等)

要望内容

厚生年金基金の解散制度の見直しや、他の企業年金等への移行支援を内容とする制度等の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

現状 (要望の背景)

●現在の厚生年金基金制度の課題

昨今の経済金融環境の変化や母体企業（多くは中小企業）の経営悪化等により代行割れ問題をはじめとする厚生年金基金の財政運営を巡る課題が顕在化



「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議報告」（平成24年7月6日）

①資産運用、②財政運営、③制度の在り方について検討を行い、一定のとりまとめ。



11月2日に実施された厚生年金基金制度に関する専門委員会（第1回）で厚生労働省としての試案を提示。現在、本試案をもとに当該専門委員会において厚生年金基金の在り方についての検討を行っている。

要望の必要性

現在の厚生年金基金制度に生じている課題に対処するため、厚生年金基金制度等の見直しを行うこととしており、その内容を踏まえ、税制上の所要の措置を講じる必要がある。

生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置（法人税、法人住民税、事業税）

要望内容

公衆衛生の向上及び国民生活の安定に資するよう、国民の日常生活に極めて深い関係にある生活衛生関係営業者の事業活動の活性化に必要な総合的な税制上の措置を講ずる。

具体的には、生活衛生同業組合等が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、業界の構造的な課題に対応する共同事業の施設に重点化した上で、適用期限を平成26年度末まで2年間延長する。また、交際費課税の見直しを行うこととし、企業が交際費を増加させた場合に、損金算入の特例（増加額の90%の損金算入）を認めることにより、飲食店等の需要を喚起し、経済の活性化を図る。

共同利用施設に係る特別償却制度

【生活衛生関係営業を取り巻く環境】

飲食店、理容業、美容業、クリーニング業などの生活衛生関係営業の大半を零細事業者が占める

- 従業員5人未満の事業所が70.4%
- 約115万事業所（全産業589万のうち19.5%）
- 約667万人の雇用（全従業者5,844万のうち11.4%）
[地域経済や雇用面でも重要な役割]

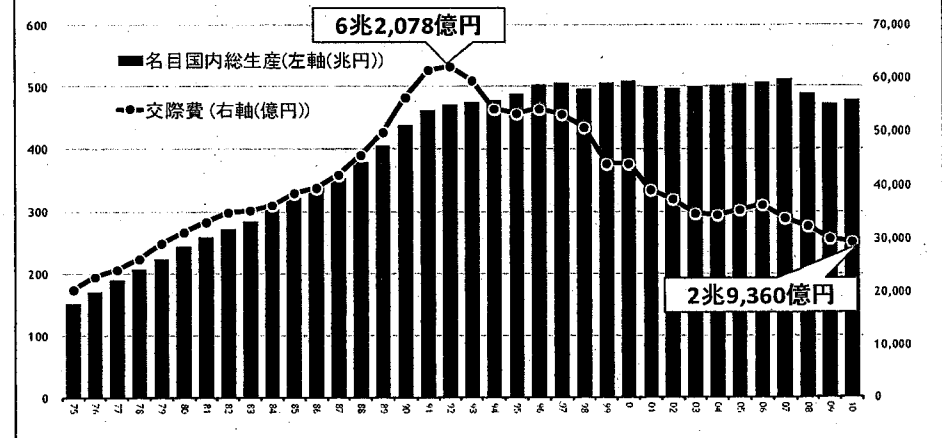
● 零細事業者の
基盤強化

● 業界の構造的
課題への対応

生活衛生同業組合による
共同利用施設の設置促進
(事業の共同化)

交際費課税の見直し

我が国の交際費と名目GDPの推移



【現行】

- ・中小法人: 交際費の90%を損金算入(600万円を上限)
- ・大法人: 交際費の損金算入できない

【要望内容】

- ・法人が交際費を増加させた場合に損金算入の特例(増加額の90%の損金算入)を認める → 飲食店等の内需を喚起

平成 25 年度 税制改正要望事項 (案)

平成 25 年 1 月



厚生労働省

目 次

<医療関係>	1
<保険関係>	4
<介護・障害等>	4
<子ども・子育て>	5
<就労促進等>	6
<年金>	7
<生活衛生関係>	7
<その他>	8

※番号の前に*印を付している項目は他省庁と共同要望をしている項目

医療関係

① 社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税〕

医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5,000万円以下であるときは、その実際経費にかかわらず、所定の計算に従い算出した額を社会保険診療に係る経費とすることができる特例措置を存続する。

また、会計検査院の意見表示を受けて実施した適用実態調査の結果、自由診療で多額の収入を得ている者が適用対象となっている点が確認されたため、社会保険診療報酬5,000万円以下の者のうち、自由診療収入を含めた収入(医業収入)が一定額(7,000万円)以上の者を適用対象から除外する見直しを行う。

② 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の存続

〔事業税〕

社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

③ 医療法人の社会保険診療以外部分に係る事業税の軽減措置の存続

〔事業税〕

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

④ 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設

〔相続税、贈与税〕

地域住民に良質かつ適切な医療を安定的に提供する観点から、持分のある医療法人の出資者の死亡によって相続が発生する等により医業の継続に支障をきたすことのないよう、期限(最長3年間)を定めて持分のない医療法人への移行を進める医療法人について、移行期間中の相続税・贈与税に係る納税を猶予し、また、移行後に猶予税額を免除する。

⑤ 社会医療法人認定取消時の一括課税の見直し

〔法人税、法人住民税、事業税〕

社会医療法人の認定が取り消された場合に、取消日以前の所得(法人税法上の収益事業によるものを除く)はその会計年度に一括して益金又は損金に算入することとなっているが、社会医療法人の経営の安定性を確保する観点から、過年度分の所得には課税しない措置に改める。

⑥ 社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設

〔所得税、法人税、相続税、法人住民税、事業税〕

救急医療等確保事業などを実施する公益性の高い社会医療法人に対する寄附金について、寄附者に対する優遇措置を新たに講じる。

⑦ 医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長

〔所得税、法人税〕

医療保健業を営む個人又は法人が、医療安全に資する医療機器等を取
得した場合に、取得価格の16%の特別償却を認める特例措置について、そ
の対象機器を見直した上で、適用期限を2年間延長する。

⑧ 高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長

〔所得税、法人税〕

医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の高額な医療用
機器を取得した場合に、取得価格の12%の特別償却を認める特例措置について、
その対象機器を見直した上で、適用期限を2年間延長する。

* ⑨ グリーン投資減税の見直し

〔所得税、法人税〕

病院等が、高効率な省エネ・低炭素設備等(太陽光発電設備や高断熱
窓設備など)に投資をした場合に特別償却又は税額控除を可能とするグリーン
投資減税について、エネルギー基本計画の見直しに伴い、所要の見直し
を行う。

* ⑩ 研究開発税制(総額型)の拡充

〔所得税、法人税〕

イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化し、
医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、試験研究費総額
の8~10%について税額控除を可能とする制度について、現行では法人税
額の2割を上限としているが、3割まで可能とする。

⑪ 薬事法等の改正に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、登録免許税等〕

平成25年通常国会において、安全対策の強化や、医療機器や再生医療製品
の特性を踏まえた規制の構築等を内容とする薬事法等の一部を改正する法律案
の提出を目指しており、これに伴う税制上の所要の措置を講ずる。

⑫ 予防接種法の改正に伴う税制上の所要の措置

〔所得税等〕

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会における議論等を踏まえ、
予防接種法など所要の法整備が行われる場合に、税制上の所要の措置を
講じる。

⑬ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の成立に伴う非課税措置の創設

〔所得税、消費税等〕

平成24年5月に公布した新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に向け、特定接種に係る健康被害救済給付や医療関係者に対する損害補償に対し、税制上の所要の措置を講じる。

⑭ 難病患者等への税制優遇措置

〔所得税、相続税、個人住民税等〕

厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会等での議論を踏まえ、所要の法整備が行われる場合に、難病患者等の長期かつ重度の経済的負担にかんがみ、税制上の所要の措置を講ずる。

⑮ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的としたたばこ税の税率の引上げ

〔たばこ税、地方たばこ税〕

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」第6条においては、たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置の実施が、日本を含む締約国に求められていることを踏まえ、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

⑯ 医療に係る消費税の課税のあり方の検討

〔消費税〕

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第7条第1号トの規定等を踏まえ、医療に係る消費税の課税のあり方について、引き続き検討する。

<参考> 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)

第7条第1号ト 医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

<保険関係>

① 特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等

〔国民健康保険税〕

国保世帯の被保険者が後期高齢者医療の被保険者と国保の被保険者に分かれることになってから5年間に限って、同世帯に属する国保の被保険者の保険税が従前と同程度となるよう講じている措置について、延長等の見直しを行う。

※特定世帯：二人世帯で、一人が後期高齢者医療へ移行し、もう一人が国保に残った世帯。

② 病床転換助成事業に関する税制上の措置の延長

〔印紙税、国民健康保険税〕

病床転換助成事業に係る印紙税の非課税措置及び国民健康保険税に病床転換支援金を含める措置を5年間延長する。

<介護・障害等>

* ① サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長

〔所得税、法人税、固定資産税、不動産取得税〕

サービス付き高齢者向け住宅に係る割増償却や、固定資産税及び不動産取得税を減額する租税特別措置の期限(平成25年3月31日)を2年間延長する。

② 障害者総合支援法の施行に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、消費税等〕

平成24年6月に成立した障害者総合支援法において、障害者の範囲への難病等の追加、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大等がなされたことに伴い、所要の措置を講ずる。

* ③ 特別障害者扶養信託制度に係る非課税措置等の見直し

〔贈与税、相続税〕

特別障害者扶養信託制度について、「親亡き後」を見据え、障害が重度である特別障害者のみ非課税対象とする現行の取扱いを見直し、一般障害者も非課税対象とする措置を講じる。

併せて、受益者である特別障害者が亡くなった後の残余財産を障害福祉施設等に円滑に寄附できるように、信託契約に関する手続を見直す。

※特別障害者扶養信託制度：個人が、特別障害者を受益者として、金銭等を信託銀行等に預託した場合に、6,000万円を限度に贈与税を非課税にできる制度

<子ども・子育て>

*① 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置

〔消費税、登録免許税、法人税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税等〕

特に緊急的な対応が求められる幼保連携型認定こども園の設置に係る法人間の財産承継に係る所得税の特例措置や幼稚園併設型認可外保育施設における保育料等の消費税の非課税措置をはじめ、幼保連携型認定こども園に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置など、子ども・子育て関連3法の施行に必要な税制上の措置を講ずる。

② 保育所を設置する公益法人に対する登録免許税の非課税措置 〔登録免許税〕

保育所の設置を促進するため、社会福祉法人以外の公益法人立の保育所についても、社会福祉法人と同様に登録免許税を非課税とする措置を講ずる。

③ 子育て支援に係る税制上の措置の検討 〔所得税、個人住民税〕

児童手当法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定を踏まえ、改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給及び年少扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

<参考> 児童手当法の一部を改正する法律(平成24年法律第24号)

附則第2条第1項 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

<就労促進等>

① 駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長

〔所得税、個人住民税、事業所税〕

駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対する職業転換給付金への課税の特例措置を延長する。

② 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の拡充及び延長

〔所得税、法人税〕

平成24年6月に成立した障害者優先調達推進法を受けて、就労移行支援事業所など、障害者の働く場に対する発注を前年度より増加させた企業に対して、企業が有する固定資産の割増償却を認める措置の適用期限を延長するとともに、適用となる「働く場」の対象の拡大を行う。

③ 心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置の延長

〔不動産取得税、固定資産税〕

心身障害者を多数雇用する事業所に係る不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年間延長する。

④ 「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金(仮称)」の創設に伴う税制上の所要の措置

〔不動産取得税、固定資産税、事業所税〕

心身障害者を多数雇用する事業所に係る不動産取得税の減額措置と固定資産税・事業所税の課税標準の特例措置について、適用要件となっている助成金の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。

⑤ 雇用促進税制の拡充

〔所得税、法人税、法人住民税〕

当期の法人税額の10%(中小企業は20%)を限度として、雇用増加数1人あたり20万円の税額控除を行う現行の雇用促進税制について、65歳以上の高年齢者の雇用維持のため、税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる「雇用者」の数に年度の途中で高年齢継続被保険者になった者を含めるよう算定方法を変更する等の拡充を行う。

⑥ 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに係る税制上の所要の措置

〔所得税、通則法、個人住民税〕

生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しの具体的な検討内容である居住確保給付金(仮称)の創設、就労・自立を促進する観点からの基準体系の見直し及び「就労自立給付金(仮称)」の創設について、税制上の所要の措置を講じる。

<年金>

① 厚生年金基金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

[所得税、法人税等]

厚生年金基金の解散制度の見直しや、他の企業年金等への移行支援を内容とする制度等の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

<生活衛生関係>

① 生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置

[法人税、法人住民税、事業税]

生活衛生関係営業者事業活動の振興・活性化のため、次のような総合的な税制上の措置を講ずる。

(1) 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の延長

生活衛生同業組合等が共同利用施設を設置した場合に、取得価額の6%の特別償却を認める現行の特例措置について、適用期限を2年間延長する。

(2) 交際費課税の見直し

企業が交際費を増加させた場合に損金算入の特例（増加額の90%の損金算入）を認めることにより、飲食店等の需要を喚起し、経済の活性化を図る。

※ 現行の交際費の課税制度

- ・中小法人：交際費の90%を損金算入（600万円を上限）
- ・大法人：交際費の損金算入はできない

* ② 商業・サービス中小企業活性化税制の創設

[所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税]

生活衛生関係営業など中小企業者等が、一定の金額以上の器具・備品等を導入した場合に、その取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却を認める特例措置を設ける。

<その他>

① 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続 〔所得税、印紙税、個人住民税等〕

戦没者の妻や父母に対する特別給付金について、所要の法整備が行われ、平成 25 年度以降も継続して支給されることになった場合には、戦没者等の妻と戦没者の父母等の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うとの趣旨に鑑み、特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置を存続する。

2-2

平成25年度税制改正に関する
関係団体からの要望事項

平成25年1月

第一 国税に関する部

1. 所得税関係

- | | |
|--|---|
| ○ (1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続 | 日本医師会
日本歯科医師会
日本歯科医師連盟
日本柔道整復師会 |
| ○ (2) 社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設 | 日本医師会
四病院団体協議会
全日本病院協会
日本医療法人協会 |
| ○ (3) 医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長 | 日本医師会
日本歯科医師会
日本歯科医師連盟
日本医療法人協会 |
| ○ (4) 高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長 | 日本医師会
日本歯科医師会
日本歯科医師連盟
日本医療法人協会 |
| ※ ○ (5) 研究開発税制(総額型)の拡充 | 日本製薬工業協会
日本製薬団体連合会 |
| ※ ○ (6) 商業・サービス中小企業活性化税制の創設 | 全国生活衛生同業組合中央会
全駐留軍労働組合 |
| ○ (7) 駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長 | |
| ※ ○ (8) 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置 | 日本保育協会 |
| ○ (9) 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の拡充及び延長 | 全国社会福祉協議会 |
| (10) 「地域枠」における医学支援等地域医療確保のための医学生修学金等の返還免除について、給与所得として課税されないよう必要な措置を講ずること。 | 日本医師会 |
| (11) 医療機関が勤務医療従事者(医師・看護師等)の短時間正規雇用を導入した場合には、当該医療機関に対して短時間正規雇用に係る給与等について税額控除の措置を講ずること。 | 日本医師会 |
| (12) 介護費用に係る所得税控除制度を創設すること。要介護高齢者等の介護サービス利用等に関する費用についても医療費控除の対象とすること。所得税の医療費控除を改善し、「医療・介護費控除」に改め、介護サービス対価全部を控除対象とすること。 | 日本医師会
日本歯科医師会
日本歯科医師連盟
日本高齢・退職者団体連合会 |
| (13) 基金拠出型医療法人のために医業用資産を現物として基金拠出した場合の拠出者に対する譲渡所得課税を拠出時から返還時に繰り延べること。 | 日本医師会 |
| (14) 産科医・産婦人科医不足対策として、税制上の所要の措置を講ずること。 | 日本医師会 |
| (15) 病院等に勤務する医師の支援として、勤務医師に対して所得税の軽減措置を講ずること。とくに、休日・夜間等の勤務・当直に係る所得・手当については特段の配慮を求める。 | 日本医師会 |

(16) 病院・診療所・介護老人保健施設用建物等の耐用年数の短縮 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 39年→31 年 ※老健は30年へ	日本医師会 四病院団体協議会 全日本病院協会 日本医療法人協会 日本病院会 全国公私病院連盟 全国老人保健施設協会
(17) がん検診・予防接種の受診者の自己負担について、医療費控除 の対象とすること。健康診断、人間ドックで病気が発見されなくて も医療費控除の対象とする。	日本医師会 日本歯科医師会 日本歯科医師連盟
(18) 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係 る税制上の特例措置を創設すること。 1) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の特別償 却制度(30%の特別償却又は7%の特別税額控除) 2) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の固定資 産税・都市計画税及び不動産取得税の軽減措置	日本医師会 日本歯科医師会 日本歯科医師連盟 四病院団体協議会 日本病院会
(19) 公益法人制度改革に係る所要の税制措置を講ずること。 1) 医師会について、①医師会への寄附者に対する税制措置、② 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等の恒久化、その他の 措置。※歯科医師会が運営する口腔保健センターについても同 様の措置を行うこと。 2) 福祉病院の固定資産税等非課税の恒久化。 3) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税 等の軽減措置、及び公益目的事業として行う医療保健業に係る 固定資産税等軽減措置。 4) 医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合に おける利子配当に係る源泉所得課税の特例措置。	日本医師会 日本歯科医師会 日本歯科医師連盟 四病院団体協議会
(20) 福島原子力発電事故により医療機関が被った被害に対する賠償 金の所得税・法人税非課税等の優遇措置	日本医師会 日本歯科医師会 日本歯科医師連盟 四病院団体協議会 日本病院会
(21) 持分の定めのある医療法人(経過措置型医療法人)が新たな医 療法人に移行する際に、移行が新医療法の理念に沿っているこ とに鑑み、課税が生じないよう必要な措置を講じられたい。 ①移行時に出資者にみなし配当課税を課さないこと ②相続税法第66条第4項の規定による贈与税を課さないこと	日本医師会 四病院団体協議会 日本医療法人協会
(22) 生計を一にしていない親族の介護・医療費を負担した場合も医 療費控除の対象とすること。	日本歯科医師会 日本歯科医師連盟
(23) 要介護者及び障害者のための介護・在宅訪問診療用機器の購 入及び診療所のユニバーサル化の改装費用について、特別償 却又は特別税額控除制度を創設すること。	日本歯科医師会 日本歯科医師連盟
(24) 青色事業専従者に対する退職金を必要経費とすること。	日本歯科医師会 日本歯科医師連盟
(25) 少額の減価償却資産の取得価格基準を30万円未満に引き上げ ること。	日本歯科医師会 日本歯科医師連盟
(26) 中小企業投資促進税制(中小企業等が機械等を取得した場合 等の特別償却又は特別税額控除制度)の適用対象を拡充するこ と。	日本歯科医師会 日本歯科医師連盟 全国生活衛生同業組合中央 会
(27) 医療安全に資する医療機器等に係る税制優遇措置(特別償却 制度)について保険薬局も対象とすること。	日本薬剤師会
(28) 在庫医薬品の資産価値減少への対応 薬価の引き下げに伴う在庫医薬品の資産価値減少に対応した税 制優遇措置を創設すること。	日本薬剤師会

(29) 中小企業等基盤強化税制等における取得最低金額を引き下げる こと。 多くの薬局は規模が小さいため、購入する機械・装置(現行160 万円以上)、器具・備品等(現行120万円以上)は最低限度額に 届かないことが多く、制度を利用できないので、取得最低金額を 引き下げること。	日本薬剤師会
(30) 保険調剤(社会保険診療報酬)に係る所得税の源泉徴収を撤廃 すること。 (個人経営の保険薬局の資金繰り改善のため)	日本薬剤師会
(31) 薬学教育に係る長期実務実習費を収益事業から除外すること。	日本薬剤師会
(32) 東日本大震災において滅失した器具・備品についても特別償却 制度を導入すること。 (建物・構築物・機械装置については、被災代替資産等の特別償 却制度ができるが、これに器具・備品も加えるべき)	日本薬剤師会
(33) 一般用医薬品を全て控除する新たな制度を創設すること。医療 費控除とは別枠とする。	日本薬剤師会 日本一般用医薬品連合会 日本チェーンドラッグストア協 会 日本OTC医薬品協会
(34) 国内旅行費用を控除する新たな制度を創設すること。	全国生活衛生同業組合中央 会 全国旅館ホテル生活衛生同 業組合連合会 日本旅館協会
(35) 寡婦控除要件の拡充と未婚母子世帯、扶養親族のない寡婦世 帯に対する適用の拡大	全国母子寡婦福祉団体協議 会
(36) 養育費の支払い履行を確実なものとするため、所要の税制の措 置を講じる	全国母子寡婦福祉団体協議 会
(37) 子育て中の保護者に対する扶養控除の復活若しくはそれに代わ る減免措置を講じること。	日本保育協会
(38) 保育料等(幼稚園の教育費を含む)を支払う利用者世帯を所得 税控除の対象とする。	日本保育協会 全国私立保育園連盟
(39) 社会福祉法人等・保育所に対する寄付控除の拡大	日本保育協会 全国私立保育園連盟
(40) 医療費控除の対象となる介護保険のサービスとして認知症グ ループホームを加えること。	日本認知症グループホーム 協会
(41) 厚生年金基金及び確定給付企業年金における掛金のより弾力 的な拠出、特例掛金等の拠出	企業年金連合会 生命保険協会
(42) 企業年金のある企業の従業員の個人型確定拠出年金加入の容 認	企業年金連合会 全国銀行協会
(43) 退職一時金制度から確定拠出年金への資産の一括移換等の制 度間ポータビリティの拡充	企業年金連合会 全国銀行協会
(44) マッチング拠出制度において、従業員拠出額を事業主拠出額の 範囲内とする要件の見直し	企業年金連合会 日本経済団体連合会 全国銀行協会
(45) 企業型確定拠出年金制度における退職時脱退一時金の支給要 件緩和	企業年金連合会 日本商工会議所 日本経済団体連合会 日本損害保険協会 全国銀行協会 日本証券業協会
(46) 公的年金等について、雑所得とは別の独立した所得区分を設け ること。公的年金に対する課税を抜本的に見直すこと。	日本税理士会連合会 全国年金受給者団体連合会
(47) 「公的年金等控除の最低保障額140万円復元」「老年者控除50 万円の復元」を速やかに実施すること。	日本高齢・退職者団体連合

- (48) 薬事法等の改正に伴う税制上の所要の措置
- (49) 予防接種法の改正に伴う税制上の所要の措置
- (50) 難病患者等への税制優遇措置
- (51) 障害者総合支援法の施行に伴う税制上の所要の措置
- (52) 子育て支援に係る税制上の措置の検討
- (53) 雇用促進税制の拡充
- (54) 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに係る税制上の所要の措置
- (55) 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続
- (56) 厚生年金基金制度等の見直しに伴う所要の措置
- ※ ○ (57) サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長
- ※ ○ (58) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の成立に伴う非課税措置の創設
- ※ ○ (59) グリーン投資減税の見直し

2. 法人税関係

- | | |
|---|--|
| ○ (1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続 | 日本医師会
日本歯科医師会
日本歯科医師連盟
日本柔道整復師会 |
| ○ (2) 社会医療法人認定取消時の一括課税の見直し | 日本医師会
四病院団体協議会
全日本病院協会
日本医療法人協会 |
| ○ (3) 社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設 | 日本医師会
四病院団体協議会
全日本病院協会
日本医療法人協会 |
| ○ (4) 医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長 | 日本医師会
日本歯科医師会
日本歯科医師連盟 |
| ○ (5) 高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長 | 日本医師会
日本歯科医師会
日本歯科医師連盟 |
| ※ ○ (6) 研究開発税制(総額型)の拡充 | 日本製薬工業協会
日本製薬団体連合会 |
| ○ (7) 生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置(交際費課税の見直しを含む) | 全国生活衛生同業組合中央会
日本商工会議所
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
日本旅館協会 |
| ※ ○ (8) 商業・サービス中小企業活性化税制の創設 | 全国生活衛生同業組合中央会 |
| ※ ○ (9) 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置 | 日本保育協会 |
| ○ (10) 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の拡充及び延長 | 全国社会福祉協議会 |

(11) 医療機関が勤務医療従事者(医師・看護師等)の短時間正規雇用を導入した場合については、当該医療機関に対して短時間正規雇用に係る給与等について税額控除の措置を講ずること。	日本医師会
(12) 産科医・産婦人科医不足対策として、税制上の所要の措置を講ずること。	日本医師会
(13) 病院・診療所・介護老人保健施設用建物等の耐用年数の短縮 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 39年→31年 ※老健は30年へ	日本医師会 四病院団体協議会 全日本病院協会 全国老人保健施設協会
(14) 社会医療法人の附帯業務について、医療保健業と同様に収益事業から外し、非課税としていただきたい	日本医師会 四病院団体協議会 日本医療法人協会
(15) 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設すること。 1) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の特別償却制度(30%の特別償却又は7%の特別税額控除) 2) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の軽減措置	日本医師会 日本歯科医師会 日本歯科医師連盟 四病院団体協議会 日本病院会
(16) 公益法人制度改革に係わる所要の税制措置を講ずること。 1) 医師会について、①医師会への寄附者に対する税制措置、②医師会が行う開放型病院等の固定資産税等の恒久化、その他の措置。※歯科医師会が運営する口腔保健センターについても同様の措置を行うこと。 2) 福祉病院の固定資産税等非課税の恒久化。 3) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等の軽減措置、及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。 4) 医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合における利子配当に係る源泉所得課税の特例措置。	日本医師会 日本歯科医師会 日本歯科医師連盟 四病院団体協議会
(17) 福島原子力発電事故により医療機関が被った被害に対する賠償金の所得税・法人税非課税等の優遇措置	日本医師会 日本歯科医師会 日本歯科医師連盟 四病院団体協議会 日本病院会
(18) 医療法人の法人税率を25.5%から19%に引き下げるとともに、特定医療法人の法人税は非課税とする。	日本医師会 日本歯科医師会 日本歯科医師連盟 四病院団体協議会 日本医療法人協会 全国公私病院連盟
(19) 持分の定めのある医療法人(経過措置型医療法人)が新たな医療法人に移行する際に、移行が新医療法の理念に沿っていることに鑑み、課税が生じないよう必要な措置を講じられたい。 ①移行時に出資者にみなし配当課税を課さないこと ②相続税法第66条第4項の規定による贈与税を課さないこと	日本医師会
(20) 少額の減価償却資産の取得価格基準を30万円未満に引き上げること。	日本歯科医師会 日本歯科医師連盟
(21) 中小企業投資促進税制(中小企業等が機械等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度)の適用対象を拡充すること。	日本歯科医師会 日本歯科医師連盟 全国生活衛生同業組合中央会
(22) 要介護者及び障害者のための介護・在宅訪問診療用機器の購入及び診療所のユニバーサル化の改装費用について、特別償却又は特別税額控除制度を創設すること。	日本歯科医師会 日本歯科医師連盟

(23) 東日本大震災において滅失した器具・備品についても特別償却制度を導入すること。 (建物・構築物・機械装置については、被災代替資産等の特別償却制度ができたが、これに器具・備品も加えるべき)	日本薬剤師会
(24) 在庫医薬品の資産価値減少への対応 薬価の引き下げに伴う在庫医薬品の資産価値減少に対応した税制優遇措置を創設すること。	日本薬剤師会
(25) 薬学教育に係る長期実務実習費を収益事業から除外すること。	日本薬剤師会
(26) 医療安全に資する医療機器等に係る税制優遇措置(特別償却制度)について保険薬局も対象とすること。	日本薬剤師会
(27) 中小企業等基盤強化税制等における取得最低金額を引き下げる こと。 多くの薬局は規模が小さいため、購入する機械・装置(現行160万円以上)、器具・備品等(現行120万円以上)は最低限度額に届かないことが多く、制度を利用できないので、取得最低金額を引き下げる こと。	日本薬剤師会
(28) 法人実効税率の更なる引き下げ(10%程度)	日本製薬工業協会
(29) 国際観光ホテル整備法における登録ホテル・旅館の減価償却期間等の見直し	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 日本旅館協会
(30) 保育所を運営する者が地方公共団体から委託を受けて実施する子育て支援事業は、法人税における請負業の対象にしないこと	日本保育協会
(31) 自然災害共済に係る異常危険準備金の積立率並びに洗替保証限度率の引き上げ	全国労働者共済生活協同組合連合会
(32) 退職給与引当金の税制上損金算入制度の復活	全国老人保健施設協会
(33) 特別修繕準備金制度の適用範囲の拡大	全国老人保健施設協会
(34) 特定設備等の特別償却の適用範囲の拡大	全国老人保健施設協会
(35) 厚生年金基金及び確定給付企業年金における掛金のより弾力的な拠出、特例掛金等の拠出	企業年金連合会 生命保険協会
(36) 退職一時金制度から確定拠出年金への資産の一括移換等の制度間ポータビリティの拡充	企業年金連合会 全国銀行協会
(37) 企業年金のある企業の従業員の個人型確定拠出年金加入の容認	企業年金連合会 全国銀行協会
(38) 企業年金制度および確定拠出年金制度にかかる特別法人税の撤廃	企業年金連合会 全国銀行協会 生命保険協会 損害保険協会 日本証券業協会
(39) マッチング拠出制度において、従業員拠出額を事業主拠出額の範囲内とする要件の見直し	企業年金連合会 日本経済団体連合会 全国銀行協会
○ (40) 薬事法等の改正に伴う税制上の所要の措置	
○ (41) 障害者総合支援法の施行に伴う税制上の所要の措置	
○ (42) 雇用促進税制の拡充	
○ (43) 厚生年金基金制度等の見直しに伴う所要の措置	
※ ○ (44) グリーン投資減税の見直し	
※ ○ (45) サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	

3. 相続税・贈与税関係

- | | |
|--|---|
| ○ (1) 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設 | 日本医師会
四病院団体協議会
全国公私病院連盟
日本医療法人協会 |
| ○ (2) 社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設 | 日本医師会
四病院団体協議会
全日本病院協会
日本医療法人協会 |
| ※ ○ (3) 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置 | 日本保育協会 |
| ※ ○ (4) 特別障害者扶養信託制度に係る非課税措置等の見直し | 信託協会
全日本手をつなぐ育成会 |
| (5) 持分のある社団医療法人に対して、中小企業の事業継承における相続税・贈与税の納税猶予制度と同様の制度を創設すること。 | 日本医師会
日本歯科医師会
日本歯科医師連盟
四病院団体協議会
全日本病院協会
日本医療法人協会 |
| (6) 持分のある社団医療法人の出資評価の見直し
(財産評価基本通達における持分のある社団医療法人の出資の評価方法を見直し、営利企業の株式等の評価に比して著しく不利とならないよう改めること。 | 日本医師会
四病院団体協議会
日本医療法人協会 |
| (7) 出資限度額法人に移行した医療法人の社員が退社した場合において、残存出資者がみなし贈与課税を受けないですむための要件の緩和 | 日本医療法人協会 |
| (8) 医業承継の円滑化のために医業承継資産の課税特例制度を創設されたい。 | 日本歯科医師会
日本歯科医師連盟 |
| (9) 持分の定めのある医療法人(経過措置型医療法人)が新たな医療法人に移行する際に、移行が新医療法の理念に沿っていることに鑑み、課税が生じないよう必要な措置を講じられたい。
①移行時に出資者にみなし配当課税を課さないこと
②相続税法第66条第4項の規定による贈与税を課さないこと | 日本医師会
日本歯科医師会
日本歯科医師連盟
四病院団体協議会
日本医療法人協会 |
| (10) 公益法人制度改革に係わる所要の税制措置を講ずること。
1) 医師会について、①医師会への寄附者に対する税制措置、②医師会が行う開放型病院等の固定資産税等の恒久化、その他の措置。※歯科医師会が運営する口腔保健センターについても同様の措置を行うこと。
2) 福祉病院の固定資産税等非課税の恒久化。
3) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等の軽減措置、及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。
4) 医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合における利子配当に係る源泉所得課税の特例措置。 | 日本医師会 |
| (11) 公衆浴場業に係る事業承継税制の拡充を図ること。 | 全国生活衛生同業組合中央会 |
| (12) 保育所増の推進のための保育所用地の相続税及び固定資産税の免除・保育所用地を相続する場合の相続税の免除、保育所のための有料借地の固定資産税の免除 | 日本保育協会
全国私立保育園連盟 |
| ○ (13) 難病患者等への税制優遇措置 | |
| ○ (14) 厚生年金基金制度等の見直しに伴う所要の措置 | |

4. 登録免許税関係

- | | |
|---|--|
| <p>※ ○ (1) 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置</p> <p>(2) 公益法人制度改革に係わる所要の税制措置を講ずること。
 1) 医師会について、①医師会への寄附者に対する税制措置、②医師会が行う開放型病院等の固定資産税等の恒久化、その他の措置。※歯科医師会が運営する口腔保健センターについても同様の措置を行うこと。
 2) 福祉病院の固定資産税等非課税の恒久化。
 3) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等の軽減措置、及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。
 4) 医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合における利子配当に係る源泉所得課税の特例措置。</p> <p>(3) 医療従事者確保対策の用に供される土地・建物について固定資産税・都市計画税・不動産取得税・登録免許税の減免措置を講じること</p> <p>(4) 公益社団法人・公益財団法人・一般社団法人・一般財団法人のうち医療保健業を営むもののうち、当該医療保健業が法人税法上の収益事業から除外されているものについて、当該業務の用に供する土地・建物に係る固定資産税・都市計画税・不動産取得税・登録免許税の減免措置を講じること</p> <p>○ (5) 薬事法等の改正に伴う税制上の所要の措置</p> <p>○ (6) 保育所を設置する公益法人に対する登録免許税の非課税措置</p> <p>○ (7) 厚生年金基金制度等の見直しに伴う所要の措置</p> | <p>日本保育協会</p> <p>日本医師会</p> <p>四病院団体協議会</p> <p>四病院団体協議会
全日本病院協会</p> |
|---|--|

5. 消費税関係

- | | |
|---|--|
| <p>○ (1) 医療に係る消費税の課税のあり方の検討</p> | <p>日本医師会
日本歯科医師会
日本歯科医師連盟
四病院団体協議会
日本病院会
日本薬剤師会
全日本病院協会
日本医療法人協会
全国公私病院連盟</p> |
| <p>※ ○ (2) 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置</p> <p>(3) 一般用医薬品に係る消費税率を0税率ないし、軽減税率に改めること。</p> <p>(4) 薬学部における長期実務実習の実習実費を、授業料同様非課税とすること。</p> <p>(5) 消費税の免税点を1000万円から3000万円に引き上げるとともに、簡易税制度適用となる課税売上高を5000万円から2億円まで引き上げること(若しくは食品など生活必需品については軽減税率の適用など)。</p> <p>(6) 消費税の総額表示(内税方式)の義務付けを廃止し、外税方式とすること。</p> <p>(7) 公衆浴場に対する消費税率の軽減措置を創設すること。(高齢者単身世帯対策)</p> | <p>日本保育協会</p> <p>日本薬剤師会</p> <p>日本薬剤師会</p> <p>全国生活衛生同業組合中央会</p> <p>全国生活衛生同業組合中央会
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
日本旅館協会</p> <p>全国生活衛生同業組合中央会</p> |

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (8) 輸出品販売場における輸出免税制度について出国時に直接消費税相当額を還付する方式の導入による手続きの簡素化 (9) 介護保険事業にかかる消費税の取扱いについて、現在の「原則非課税」から「原則課税」への抜本改正 ○ (10) 予防接種法の改正に伴う税制上の所要の措置 ○ (11) 障害者総合支援法の施行に伴う税制上の所要の措置 ○ (12) 厚生年金基金制度等の見直しに伴う所要の措置 ※ ○ (13) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の成立に伴う非課税措置の創設 | 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
日本旅館協会

全国老人保健施設協会 |
|---|--|

6. たばこ税関係

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ (1) 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ | 日本医師会
日本歯科医師会
日本歯科医師連盟
日本看護協会
全国リハビリテーション医学会 |
|---|--|

7. 印紙税関係

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 東日本大震災の被災地域における医療ネットワークの回復に係る税制上の措置 (2) 印紙税の廃止 ○ (3) 厚生年金基金制度等の見直しに伴う所要の措置 ○ (4) 病床転換助成事業に関する税制上の措置の延長 ○ (5) 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続 | 全日本病院協会

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
日本旅館協会 |
|---|---|

第二 地方税に関する部

1. 個人住民税関係

- | | |
|--|---|
| ○ (1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続 | 日本医師会
日本歯科医師会
日本歯科医師連盟
日本柔道整復師会 |
| ○ (2) 社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設 | 日本医師会
四病院団体協議会
全日本病院協会
日本医療法人協会 |
| ※ ○ (3) 商業・サービス中小企業活性化税制の創設 | 全国生活衛生同業組合中央会 |
| ※ ○ (4) 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置 | 日本保育協会 |
| ○ (5) 駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長 | 全駐留軍労働組合 |
| (6) 養育費の支払い履行を確実なものとするため、所要の税制の措置を講じる | 全国母子寡婦福祉団体協議会 |
| (7) 寡婦控除要件の拡充と未婚母子世帯、扶養親族のない寡婦世帯に対する適用の拡大 | 全国母子寡婦福祉団体協議会 |
| (8) 企業型確定拠出年金制度における退職時脱退一時金の支給要件緩和 | 企業年金連合会
日本経済団体連合会
全国銀行協会
生命保険協会
損害保険協会
日本証券業協会 |
| (9) 厚生年金基金及び確定給付企業年金における掛金のより弾力的な拠出、特例掛金等の拠出 | 企業年金連合会
生命保険協会 |
| (10) 退職一時金制度から確定拠出年金への資産の一括移換等の制度間ポータビリティの拡充 | 企業年金連合会
全国銀行協会 |
| (11) 企業年金のある企業の従業員の個人型確定拠出年金加入の確認 | 企業年金連合会
全国銀行協会 |
| (12) マッチング拠出制度において、従業員拠出額を事業主拠出額の範囲内とする要件の見直し | 企業年金連合会
日本経済団体連合会
全国銀行協会 |
| (13) 公的年金等について、雑所得とは別の独立した所得区分を設けること。公的年金に対する課税を抜本的に見直すこと。 | 日本税理士会連合会
全国年金受給者団体連合会 |
| (14) 「公的年金等控除の最低保障額140万円復元」「老年者控除50万円の復元」を速やかに実施すること。 | 日本高齢・退職者団体連合 |
| ○ (15) 薬事法等の改正に伴う税制上の所要の措置 | |
| ○ (16) 予防接種法の改正に伴う税制上の所要の措置 | |
| ○ (17) 難病患者等への税制優遇措置 | |
| ○ (18) 子育て支援に係る税制上の措置の検討 | |
| ○ (19) 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに係る税制上の所要の措置 | |
| ○ (20) 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続 | |
| ○ (21) 厚生年金基金制度等の見直しに伴う所要の措置 | |

2. 法人住民税関係

- | | |
|---|--|
| ○ (1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続 | 日本医師会
日本歯科医師会
日本歯科医師連盟
日本柔道整復師会 |
| ○ (2) 社会医療法人認定取消時の一括課税の見直し | 日本医師会
四病院団体協議会
全日本病院協会
日本医療法人協会 |
| ○ (3) 社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設 | 日本医師会
四病院団体協議会
全日本病院協会
日本医療法人協会 |
| ※ ○ (4) 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 | 日本製薬工業協会
日本製薬団体連合会 |
| ○ (5) 生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置
(交際費課税の見直しを含む) | 全国生活衛生同業組合中央会
日本商工会議所
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
日本旅館協会 |
| ※ ○ (6) 商業・サービス中小企業活性化税制の創設 | 全国生活衛生同業組合中央会 |
| ※ ○ (7) 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置 | 日本保育協会 |
| (8) 自然災害共済に係る異常危険準備金の積立率並びに洗替保証限度率の引き上げ | 全国労働者共済生活協同組合連合会 |
| (9) 企業年金制度および確定拠出年金制度にかかる特別法人税の撤廃 | 企業年金連合会
全国銀行協会
生命保険協会
損害保険協会
日本証券業協会 |
| (10) 厚生年金基金及び確定給付企業年金における掛金のより弾力的な拠出、特例掛金等の拠出 | 企業年金連合会
生命保険協会 |
| (11) マッチング拠出制度において、従業員拠出額を事業主拠出額の範囲内とする要件の見直し | 企業年金連合会
日本経済団体連合会
全国銀行協会 |
| (12) 退職一時金制度から確定拠出年金への資産の一括移換等の制度間ポータビリティの拡充 | 企業年金連合会
全国銀行協会 |
| (13) 企業年金のある企業の従業員の個人型確定拠出年金加入の容認 | 企業年金連合会
全国銀行協会 |
| ○ (14) 薬事法等の改正に伴う税制上の所要の措置 | |
| ○ (15) 雇用促進税制の拡充 | |
| ○ (16) 厚生年金基金制度等の見直しに伴う所要の措置 | |
| ※ ○ (17) グリーン投資減税の見直し | |

3. 事業税関係

- | | |
|---|--|
| ○ (1) 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続 | 日本医師会
日本歯科医師会
日本歯科医師連盟
四病院団体協議会
日本病院会
日本薬剤師会
全日本病院協会
日本医療法人協会
全国公私病院連盟 |
| ○ (2) 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続 | 日本医師会
日本歯科医師会
日本歯科医師連盟
四病院団体協議会
日本薬剤師会
全日本病院協会
日本医療法人協会
全国公私病院連盟 |
| ○ (3) 社会医療法人認定取消時の一括課税の見直し | 日本医師会
四病院団体協議会
全日本病院協会
日本医療法人協会 |
| ○ (4) 社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設 | 日本医師会
四病院団体協議会
全日本病院協会
日本医療法人協会 |
| ○ (5) 生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置
(交際費課税の見直しを含む) | 全国生活衛生同業組合中央
会
日本商工会議所
全国旅館ホテル生活衛生同
業組合連合会
日本旅館協会 |
| ※ ○ (6) 商業・サービス中小企業活性化税制の創設 | 全国生活衛生同業組合中央
会 |
| ※ ○ (7) 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置 | 日本保育協会 |
| (8) 産科医・産婦人科医不足対策として、税制上の所要の措置を講
ずること。 | 日本医師会 |
| (9) 保険調剤(社会保険診療報酬)に係る法人事業税の非課税措置
(特別措置)を創設すること。 | 日本薬剤師会 |
| (10) 自然災害共済に係る異常危険準備金の積立率並びに洗替保証
限度率の引き上げ | 全国労働者共済生活協同組
合連合会 |
| (11) 食事に要する費用及び居住に要する費用にかかる事業税非課
税の明確化 | 全国老人保健施設協会 |
| ○ (12) 薬事法等の改正に伴う税制上の所要の措置 | |
| ○ (13) 障害者総合支援法の施行に伴う税制上の所要の措置 | |
| ○ (14) 厚生年金基金制度等の見直しに伴う所要の措置 | |
| ※ ○ (15) グリーン投資減税の見直し | |

4. 固定資産税・都市計画税

- | | |
|---------------------------------|--------|
| ※ ○ (1) 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置 | 日本保育協会 |
|---------------------------------|--------|

<p>(2) 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設すること。 1) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の特別償却制度(30%の特別償却又は7%の特別税額控除) 2) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の軽減措置</p>	<p>日本医師会 日本歯科医師会 日本歯科医師連盟 四病院団体協議会 日本病院会</p>
<p>(3) 転換型老健施設に対する固定資産税及び都市計画税について減免措置を講ずること。 (療養型病床から老健施設に転換した場合に、保険医療施設ではなくなるので現行税制では固定資産税・都市計画税の減免措置が受けられなくなる)</p>	<p>日本医師会</p>
<p>(4) 事業所内託児所の固定資産税等軽減すること</p>	<p>日本医師会</p>
<p>(5) 公益法人制度改革に係わる所要の税制措置を講ずること。 1) 医師会について、①医師会への寄附者に対する税制措置、②医師会が行う開放型病院等の固定資産税等の恒久化、その他の措置。※歯科医師会が運営する口腔保健センターについても同様の措置を行うこと。 2) 福祉病院の固定資産税等非課税の恒久化。 3) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等の軽減措置、及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。 4) 医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合における利子配当に係る源泉所得課税の特例措置。</p>	<p>日本医師会 日本歯科医師会 日本歯科医師連盟 四病院団体協議会 全国公私病院連盟</p>
<p>(6) 助産所に係る固定資産税の非課税</p>	<p>日本助産師会</p>
<p>(7) 医療従事者確保対策の用に供される土地・建物について固定資産税・都市計画税・不動産取得税・登録免許税の減免措置を講ずること</p>	<p>四病院団体協議会</p>
<p>(8) 公益社団法人・公益財団法人・一般社団法人・一般財団法人のうち医療保健業を営むもののうち、当該医療保健業が法人税法上の収益事業から除外されているものについて、当該業務の用に供する土地・建物に係る固定資産税・都市計画税・不動産取得税・登録免許税の減免措置を講ずること</p>	<p>四病院団体協議会 全日本病院協会</p>
<p>(9) 社会医療法人が「救急医療等確保事業の用に供する固定資産」に対する非課税取り扱いについて、非課税範囲が全国市町村で統一されていないため、通知等で範囲を明示するとともに、非課税範囲を「医療の用に供する固定資産」に拡大すること</p>	<p>四病院団体協議会 日本医療法人協会</p>
<p>(10) 医療法人が経営する病院、診療所、介護老人保健施設、看護師養成所等において、直接その用に供する固定資産について、固定資産税・不動産取得税を非課税又は軽減課税とすること。</p>	<p>日本医療法人協会</p>
<p>(11) 病院建築物・医療機器、看護職員宿舎及び介護老人保健施設など介護関連施設、福祉用具などの固定資産税の軽減</p>	<p>全国公私病院連盟</p>
<p>(12) 公衆浴場業に係る事業承継税制の拡充を図ること。</p>	<p>全国生活衛生同業組合中央会</p>
<p>(13) 主要都市部の土地評価額が高く興行場経営を圧迫しているため、固定資産税の減免措置を講ずること</p>	<p>全国生活衛生同業組合中央会</p>
<p>(14) 保育所増の推進のための保育所用地の相続税及び固定資産税の免除 ・保育所用地を相続する場合の相続税の免除、保育所のための有料借地の固定資産税の免除</p>	<p>全国保育団体連絡会 全国私立保育園連盟 日本保育協会</p>
<p>(15) 介護老人保健施設にかかる固定資産税の軽減措置</p>	<p>全国老人保健施設協会</p>
<p>○ (16) 薬事法等の改正に伴う税制上の所要の措置</p>	
<p>○ (17) 障害者総合支援法の施行に伴う税制上の所要の措置</p>	
<p>○ (18) 心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置の延長</p>	

- (19) 「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金(仮称)」の創設に伴う税制上の所要の措置
- (20) 厚生年金基金制度等の見直しに伴う所要の措置
- ※ ○ (21) サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長

5. 不動産取得税

- ※ ○ (1) 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置 日本保育協会
- (2) 事業所内託児所の固定資産税等軽減すること 日本医師会
- (3) 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設すること。 日本医師会
 - 1) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の特別償却制度(30%の特別償却又は7%の特別税額控除)
 - 2) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の軽減措置
- (4) 公益法人制度改革に係わる所要の税制措置を講ずること。 日本医師会
 - 1) 医師会について、①医師会への寄附者に対する税制措置、②医師会が行う開放型病院等の固定資産税等の恒久化、その他の措置。※歯科医師会が運営する口腔保健センターについても同様の措置を行うこと。
 - 2) 福祉病院の固定資産税等非課税の恒久化。
 - 3) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等の軽減措置、及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。
 - 4) 医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合における利子配当に係る源泉所得課税の特例措置。
- (5) 医療従事者確保対策の用に供される土地・建物について固定資産税・都市計画税・不動産取得税・登録免許税の減免措置を講じること 四病院団体協議会
- (6) 公益社団法人・公益財団法人・一般社団法人・一般財団法人のうち医療保健業を営むもののうち、当該医療保健業が法人税法上の収益事業から除外されているものについて、当該業務の用に供する土地・建物に係る固定資産税・都市計画税・不動産取得税・登録免許税の減免措置を講じること 四病院団体協議会
全日本病院協会
- (7) 医療法人が経営する病院、診療所、介護老人保健施設、看護師養成所等において、直接その用に供する固定資産について、固定資産税・不動産取得税を非課税又は軽減課税とすること。 日本医療法人協会
- (8) 国際観光ホテル整備法に基づく登録旅館・ホテルに係る固定資産税及び不動産取得税の軽減税率の完全実施 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
日本旅館協会
- (9) 薬事法等の改正に伴う税制上の所要の措置
- (10) 障害者総合支援法の施行に伴う税制上の所要の措置
- (11) 心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置の延長
- (12) 「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金(仮称)」の創設に伴う税制上の所要の措置
- (13) 厚生年金基金制度等の見直しに伴う所要の措置
- ※ ○ (14) サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長

6. 自動車税関係

7. 自動車取得税関係

8. 入湯税関係

- (1) 入湯税を廃止すること。

全国生活衛生同業組合中央
会
全国旅館ホテル生活衛生同
業組合連合会
日本旅館協会

9. 事業所税関係

- (1) 駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等
に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長
- ※ ○ (2) 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置
- (3) 事業所税の廃止
- (4) 薬事法等の改正に伴う税制上の所要の措置
- (5) 障害者総合支援法の施行に伴う税制上の所要の措置
- (6) 「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金(仮称)」の創設に
伴う税制上の所要の措置
- (7) 厚生年金基金制度等の見直しに伴う所要の措置

全駐留軍労働組合

日本保育協会

全国旅館ホテル生活衛生同
業組合連合会
日本旅館協会

10. 国民健康保険税関係

- (1) 特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等
- (2) 病床転換助成事業に関する税制上の措置の延長

11. 地方たばこ税関係

- (1) 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とし
た、たばこ税の税率の引上げ

日本医師会
日本歯科医師会
日本歯科医師連盟
日本看護協会
全国リハビリテーション医学会

12. その他

- (1) 医療に係る消費税の課税のあり方の検討
- (2) 社会医療法人の要件である「緊急医療等確保事業」の範囲に在
宅医療を追加されたい

日本医師会
日本歯科医師会
日本歯科医師連盟
四病院団体協議会
日本病院会
日本薬剤師会
全日本病院協会
日本医療法人協会
全国公私病院連盟
四病院団体協議会
日本医療法人協会